

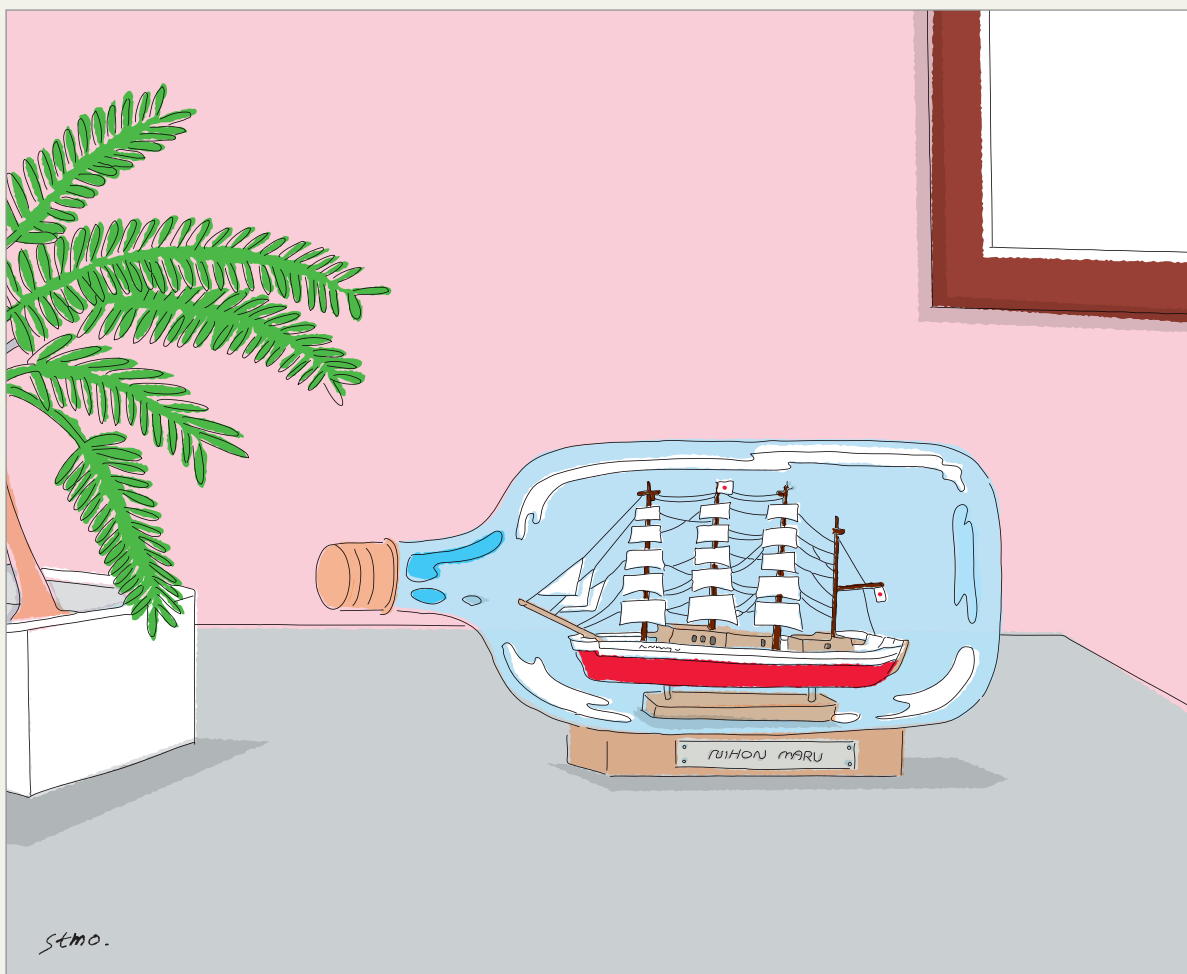
2023年9月1日発行 第23巻第9号(通巻573号)

LIBRA

2023年 9 月号

〈特集〉

家族法制大改正を迎えて



台湾の名所, 九份



数年ぶりの海外旅行ですが、台湾に行ってきました。初日に九份に着くと、夕暮れから日没となり、撮ったのがこの1枚です。美味しい食事と観光を愉しみ、人の親切さに触れた旅でした。

会員 深沢 岳久 (49期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年9月号

特集

02 家族法制大改正を迎えて

- 1 相続法の改正についての解説 松原正明
- 2 民法(親子法制)改正の概要 近藤ルミ子
- 3 離婚後共同親権の議論状況 松田亘平

連載等

- 17 理事者室から
ダイバーシティ&インクルージョンの実現へ向けて 黒崎 隆
- 18 常議員会報告(2023年度 第3回/第4回/第1回臨時)
- 22 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
・東京地方裁判所委員会報告「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」 島田耕一
・東京家庭裁判所委員会報告「面会交流について」 奥原玲子
- 24 元「少年A」の少年事件記録はなぜ廃棄されたのか
事件記録等保存規程を考える 清水 勉
- 26 人権問題最前線
第21回 天皇制に反対すると尾行される?!—警視庁に警告— 藤川 元
- 27 東弁今昔物語~150周年を目指して~
第19回 大正デモクラシー(人権擁護活動) 大木健輔
- 28 経験者に聞く弁護士任官~弁護士任官制度20周年を迎えて~
第2回 任官9年目を迎えての雑感 大塚博喜
- 30 消費者問題の最前線
第8回 破産者の個人情報インターネット上での公開について 山川幸生
- 33 役立つ!会務活動
vol.9 犯罪被害者のためにできること 早田智紀
- 34 わたしの修習時代
懐かしく充実していたあの頃の2年の修習 32期 田島純藏
- 35 75期リレーエッセイ
不惑の脱サラ新人 中山貴公
- 36 心に残る映画
『機界戦隊ゼンカイジャーVSキラメイジャーVSセンパイジャー』 櫻井康憲
- 37 コーヒーブレイク
ワールドカップ観戦の魅力 石黒清子
- 38 会長声明
- 48 インフォメーション

家族法制大改正を迎えて

高校生の時、女性家庭科専任教師が厳しく男女差別を糾弾していた。当職姉が在校時にも在籍していたという有名教師だった。爾来〇〇年経過したが事態は変わったか。

ところで、日本女性の社会的地位は「153か国中121位」だそうだ（2019年）。しかし、社会の空気は確実に動いている。家族法制もゆるゆると変化をしている。そこで、相続法と親族法（親子法制）の改正について、主なものを業界泰斗の会員等に解説してもらった。

また、激しい議論を巻き起こしている離婚後の共同親権についての意見も若手から戴いた。今後の実務の参考にさせていただければ幸いである。

LIBRA 編集会議 味岡 康子

CONTENTS

1 相続法の改正についての解説	2頁
2 民法（親子法制）改正の概要	7頁
3 離婚後共同親権の議論状況	12頁

1 相続法の改正についての解説

元早稲田大学法科大学院教授、元東京家庭裁判所部総括判事、会員 松原 正明 (31 期)

1 はじめに

平成30年法律72号による相続法及び家事事件手続法の改正点については、これまで、立法担当者をはじめ種々の解説がなされている。本稿では、そのいくつかについて、改正の背景事情、改正後の遺産分割事件のあり方等の実務的な問題点を検討する。紙数の関係から、配偶者居住権、配偶者に関する持戻免除の意思表示の推定及び遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲の問題を取り上げる。

2 配偶者居住権 (民法1028条ないし1036条)

(1) 配偶者居住権の趣旨

配偶者の生活を保障するには、配偶者が住み慣れた居住環境での生活を継続したいと希望する場合には、その意向に沿った遺産の分配を実現することが必要である。そのためには、配偶者に遺産分割によって居住建物の所有権を取得させることが考えられる。しかし、遺産として、不動産の他に預貯金等の金融資産が少ない場合には、当該不動産を取得すると、預貯金等

の取得が困難となって、その後の生活に支障をきたすことがある。そこで、配偶者に居住建物における居住を確保するとともに、預貯金等の遺産取得をも可能とすることが必要となる。そのため、被相続人の配偶者は、遺産である建物に相続開始の時に居住していた場合には、遺産分割によって居住建物について無償で使用及び収益をする権利である配偶者居住権（所有権より低額であることが予定される）を取得することができる制度が創設された（民法1028条）。

(2) 配偶者居住権の評価

配偶者居住権は、所有権より取得額が低くなければ、その趣旨に反する。適正な評価が要請されるが、配偶者居住権は存続期間が終身であるなど評価が難しい財産権であり、最終的には不動産鑑定士等の専門家の知見による評価が相当であろう。しかし、家裁実務においては、遺産の評価額や評価方法について相続人間に合意があれば、それに従うという処理がなされている。また、共同相続人全員の同意があって配偶者居住権が成立する場合（民法1029条1号）には、評価額も合意によって決まることが少なくないと思われる。

そこで、平成29年3月28日第19回法制審議会民法（相続関係）部会において、「長期居住権の簡易な評価方法について」（部会資料19-2）として、相続人全員の合意がある場合に用いるべき配偶者居住権の簡易な評価方法が示されている（公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会からも一定の合理性があるとの評価を受けているとされる）。この方法は、遺産分割の実務において、建物の評価方法として固定資産税評価額が広く利用されていることから、その固定資産税評価額をベースとする方法である。

相続人間に合意ができない場合には、鑑定による他はないが、存続期間の推定は相当に困難であろう。この点については、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会は、配偶者居住権の評価方法の1つのあり方として、配偶者居住権の価額は、「居住建物の賃料相当額」から「配偶者が負担する通常の必要費」

を控除した価額に存続期間に対応する年金現価率を乗じた価額であるとする考え方を示している。

(3) 配偶者居住権のメリットとデメリット

ア メリット

- ① 配偶者居住権の評価額は所有権のそれと比較して低額である。
- ② 配偶者居住権の居住期間は、原則として終身であり、その間配偶者の居住権は保障される。

イ デメリット

- ① 配偶者居住権は譲渡が禁止されているため換価が困難である。

配偶者居住権を換価する必要がある場合、譲渡が禁止されているため、第三者への売却はできない。そこで、配偶者居住権を居住建物の所有者に買い取ってもらうか、居住建物の所有者の承諾を得たうえで第三者に居住建物を賃貸することが考えられるとされる（前掲部会資料26-2）。しかし、いずれも、建物所有者との関係が良好であることが前提であり、前者については、市場での売却ではないことや所有者の支払い能力によっては、配偶者の希望する価額での買い取りが可能である保障はなく、後者については、賃料額の問題があるほか、まとまった額を取得することは困難であるという難点がある。

- ② 評価が困難である。

権利の存続期間が配偶者の終身という不定期であることが理由である。

(4) 他の分割方法との関係

ア 所有権の取得との比較

配偶者居住権の存続期間は原則として終身であり、その間の居住が保障されることは、所有権を取得した場合と同様であり、しかも、配偶者居住権の価額は前述の試算のとおり所有権より低額であって、他の遺産を取得することができる。しかし、配偶者居住権

は譲渡が禁止されることから、換価方法が限定されており、換価が十分に保障されない。

イ 共有取得との比較

配偶者居住権の創設前には、同じ趣旨を図るために、共有取得による分割方法がしばしば採用されていた。共有取得による分割方法には以下のようなメリットとデメリットがある。

(ア) メリット

- ① 持分額は所有権のそれと比較して低額である。
共有持分はその割合のいかんを問わず、共有物全部を使用収益することができるので、取得する持分割合を少なくすることによって、所有権を取得する場合に比べて、遺産の取得額は低額になる。
- ② 共有持分の評価額は所有権の評価額を持分割合で除すれば算定することができ、簡便である。
- ③ 配偶者は、持分権を譲渡し、換価することができる。
持分権の自由譲渡性から、配偶者はいつでも持分権を譲渡して、譲渡代金を得ることができる。

(イ) デメリット

- ① 共有取得が相当であるためには、当該不動産を取得する共有者全員の同意が必要である。すなわち、配偶者と共有者になることを承諾する相続人が必要である。共有者はいつでも分割請求をすることができる。したがって、遺産分割審判において、共有による分割方法が相当とされるためには、当該不動産を取得する共有者全員が共有取得を受け入れるという趣旨（分割請求をしない）の意思を有することが必要である。
- ② 配偶者が居住権を失う可能性がある。
遺産分割の審判時には、共有取得を受け入れるという共有者全員の合意があるが、他の共有者が持分を譲渡することなどによって、譲受人から分割請求がなされ、その結果配偶者が持分権を失って建物の居住ができなくなる可能性がある。

- ③ 賃料相当額の支払いが必要である。

配偶者が全面的独占的に建物を居住している場合には、他の共有者に対して、賃料相当額の不当利得金を支払う必要がある。もっとも、他の共有者と信頼関係がある場合には、実際請求されることは少ないであろう。

以上をまとめると、共有持分も所有権の取得より低額であるが、配偶者の居住権が保障されない場合がある。配偶者居住権と比較すれば、持分権の譲渡ないし分割請求などができ、換価は容易である。

(5) まとめ

配偶者居住権は、配偶者の終身の居住権が保障されるが、換価に困難が伴う。したがって、長期間居住することが予想される場合には適切な分割方法である。しかし、配偶者居住権を取得した配偶者に、転居せざるを得ない事情例えば介護施設に入居をせざるを得ないような状況が発生した場合に、転居に必要な資金が得られないおそれがある。このような事情が近い将来に予想されるのであれば、他の分割方法を考慮すべきである。所有権の取得はその一つであるが、信頼関係がある他の共同相続人がいる場合には共有取得も考えられ、同人と同居するのであれば適切な方法であろう。

3 配偶者に関する持戻免除の意思表示の推定（民法903条4項）

配偶者については、その居住権を保護しつつ、将来の生活のために一定の財産を確保させる必要性が高まっている。残された配偶者が相続開始後にも引き続きこれまでの居住建物に居住するために、被相続人が生前に居住建物を譲渡し、あるいは遺贈することがある。その際、特別受益制度が適用されることにより、居住建物等の価額が遺産に持ち戻されて配偶者の相続分が算定され、その結果、居住建物以外の預貯金

等の遺産の取得が困難になるか、あるいは少なくなる場合が予想される。そこで、民法903条4項は、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住不動産）について遺贈又は贈与をしたときは、民法903条3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要として、結果として贈与等を受けた配偶者は、最終的により多くの財産を取得することができることとした*1。

民法903条4項によれば、遺贈等の対象となる不動産は、「居住の用に供する建物又はその敷地」に限定される。居住用不動産は老後の生活保障に必要とされ、その遺贈等は典型的に被相続人が残存配偶者の老後の生活保障を目的として行われることが多いことに基づいている。金銭や収益不動産を遺贈した場合には、同項の適用を受けることはできないが、同項の反対解釈により、持戻し免除を否定するべきではない。

特別受益制度は共同相続人間の公平を図る制度であるが、被相続人が共同相続人を等しく扱うであろうとの意思の推測に基づく。共同相続は、子間、直系尊属間、兄弟姉妹間のほか、配偶者がこれらの者と共同相続人となる場合に発生する。しかし、この被相続人の意思の推測は、子、直系尊属及び兄弟姉妹など同一系列の相続人の間では妥当とするとしても、配偶者とこれら血族相続人との間では、一般的に、被相続人が配偶者と血族相続人とを等しく扱う意思を有しているとは言い難いのではなかろうか。そもそも、民法903条は明治民法からの規定であるが、当時、配偶者は遺産相続人ではあったものの、単独相続人であった。したがって、配偶者に対する特別受益の問題については何ら検討されていない*2。

以上を総合すると、配偶者に対する利益の供与を特別受益と認めることは慎重であるべきであると考え

る。解釈論としては、「生計の資本」とは独立資金の意味であって配偶者に供与された利益はこれに該当しないと解釈や、ひろく黙示・明示の持戻し免除の意思表示を認めてよいのではなかろうか。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲（民法906条の2）

(1) 制定の経緯

民法906条の2は、やや特異な規定なので、制定された経緯を述べる。

相続が開始し、現実に遺産分割がなされるまでに、かなりの期間を要することがあり、その間に、相続人が遺産の一部又は全部を処分することがある。

この場合には、まず、遺産分割の対象となる財産をいつの時点で把握するかが問題となる。遺産分割時説と相続開始時説があるが、遺産分割時説が通説であると思われる。遺産分割は共同相続人の共有に属する相続財産をその相続分に従って衡平かつ合理的に分配する制度であり、将来に向かって新たな権利又は法律関係を形成することを本質的目的とするものであって、相続開始時にさかのぼって過去の権利又は法律関係を確認することを直接の目的とするものではないと解すべきことを理由とする。他方、相続開始時説は、共同相続人の一人がほしいままに相続財産を処分した場合に、その財産を処分者に取得させることによって相続人間の具体的衡平を図ることができるというメリットがあるとされる。遺産分割時説からすれば、このような擬制を行わなくとも、遺産を処分した相続人において、一部分割がなされたと同様に、当該遺産を取得したこととして、その具体的相続分を算定するか、あるいは、代償財産が存在する場合には、それを分割の対象にすれば足りるとの指摘がある。

*1：租税法では、贈与税の特例として、婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の贈与が行われた場合等に、基礎控除に加え最高2000万円の控除を認める税法上の特例を認める制度（相続税法21条の6）があり、この制度は、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活に配慮するものである。今回の民法の一部改正も、この贈与税の特例とあいまって配偶者の生活保障をより厚くするものとされる。

*2：当時の共同遺産相続人は子と直系尊属のみであり、その間の特別受益についてのみ議論がなされていた。

(2) 民法 906 条の 2 の趣旨

民法 906 条の 2 第 1 項は、遺産分割前に遺産に属する特定の財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により（同条 2 項により、処分をした者が共同相続人である場合には、同人の同意は不要である）、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができるとする。存在するとみなされた財産が遺産分割の対象とされるのであるから、同条は、共同相続人の合意を前提に、相続開始時説を採用したものといえよう。

民法 906 条の 2 の立法趣旨は次の点にあるとされる*3。伝統的な考え方である遺産分割時説によれば、共同相続人の一人が遺産分割前に遺産の一部を処分した場合には、その時点で実際に存在する財産を基準に遺産分割を行い、当該処分によって当該共同相続人が得た利益も遺産分割においては特段考慮しないという扱いがなされてきた。そうすると、当該処分をした者の最終取得額が、当該処分を行わなかった場合と比べると大きくなり、その反面、他の共同相続人の遺産分割における取得額が小さくなるという計算上の不公平が生じ得ることとなっていた。そこで、民法 906 条の 2 では、共同相続人の一人が遺産分割前に遺産の一部を処分した場合に、処分をしなかった場合と比べて利得をすることがないようにするため、遺産分割においてこれを調整することを容易にする規律が設けられたとされる。

(3) 同意ができない場合

同意ができないと、遺産分割において、相続人によって処分された財産が遺産分割時に遺産として存在するとして扱うことはできない。したがって、財産を処分した相続人以外の相続人は、当該処分をした相続人を相手方として、訴訟手続において、自

身の法定相続分に相当する損害賠償を請求することになる。しかし、これでは、遺産を処分された相続人に具体的相続分に相当する財産取得は保障されず、民法 906 条の 2 の趣旨は貫徹されないことになろう。これについては、次のように考えるべきであろう。財産を処分した相続人は、当該財産に相当する利益を享受したのであるから、当該財産を取得したもとして、当該財産額を控除して具体的相続分を算定すべきである。なお、遺産を処分された相続人が損害賠償請求権を行使することは可能であり、行使した場合には、遺産分割手続において、自身の法定相続分に相当する額（実際の損害賠償額ではない）を控除されて具体的相続分が算定されることになる。

(4) 第三者による処分

民法 906 条の 2 は、「遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても」と規定するので、第三者による処分の場合にも適用される。第三者が遺産を処分した場合であっても、全共同相続人の同意により、処分されて存在しなくなった財産を遺産分割の対象とすることができるとの趣旨である*4。相続人による財産の処分がなされた場合に、存在しなくなった財産を存在するものとみなして遺産分割の対象とし、当該相続人に取得させるという処理は、相続人間の不公平を避けるという点で意義を有する。しかし、第三者の処分の場合にはそのような要請はなく、端的に遺産分割時に存在する第三者に対する損害賠償請求権を遺産分割の対象にすべきであろう。家庭裁判所は、「物又は権利の種類及び性質」（民法 906 条）を考慮して遺産の取得者を決めることになるが、遺産分割時に存在しなくなった財産の取得者を決めざるを得ないとすると、極めて困難な問題に逢着するのではなかろうか*5。

*3：概説改正相続法〔第2版〕（金融財政事情研究会，2021年）73頁以下

*4：前掲書 78頁

*5：もっとも、審判主文には処分された財産を掲げるものの、処分によって生じた財産を遺産として処理するのであれば、相続開始時説ではないと思われる。

2 民法（親子法制）改正の概要

元大東文化大学法科大学院客員教授，元東京家庭裁判所所長代行者，第一東京弁護士会会員 近藤ルミ子（32期）

1 はじめに

民法の親子法制に関し「近時，喫緊の対応が必要な2つの検討課題」とされた，児童虐待防止の観点からの「親権者の懲戒権に関する規定等の見直し」及びいわゆる無戸籍者問題解消の観点からの「嫡出推定制度に関する規定等の見直し」について，法務大臣の諮問を受け設置された法制審議会民法（親子法制）部会での審議，答申を経て，民法等の一部を改正する法律案が国会に提出され，令和4年12月10日，「民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）」が成立し，同月16日に公布された。同改正法（令和4年12月16日に施行された懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定を除く）は，令和6年4月1日に施行される。

民法（親子法制）の改正は，①懲戒権に関する規定の見直し，②嫡出の推定の見直し及び女性に係る再婚禁止期間の廃止，③嫡出否認制度に関する規律の見直し，④第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する民法の特例に関する規律の見直し，⑤認知制度の見直し等を内容とする。

以下は，嫡出推定制度の見直しを中心として，民法（親子法制）改正の内容を概観するものである。

2 民法改正の概要

(1) 懲戒権に関する規定の見直し

児童虐待の問題が深刻化している社会状況を背景として，平成23年の民法改正（民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号））によって，親権者の懲戒権は，子の利益のための監護・教育に必要な範囲でのみ許されるとされた（民法822条）。しかし，その後も同条が児童虐待を正当化する口実に

利用されているとの指摘がされ，「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」によって，「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」（児童虐待防止法）14条に親権者によるしつけの際の体罰禁止が明示された（令和2年4月1日施行）。さらに，前記児童福祉法等改正法の附則には，民法822条の在り方について同改正法施行後2年を目途として検討を加える旨の条項が設けられた。このような社会状況，法改正の経過等を踏まえ，本改正では，児童虐待防止を図ることを目的として，民法822条を削除するとともに，民法821条（居所の指定）を民法822条としたうえで，改正後の民法821条（以下現行民法は「民法」とし，改正民法は「改正法」とする）として，親権者の監護教育権の行使における行為規範が設けられた。

民法822条の削除は，社会通念に照らし許容される正当なしつけが民法820条に基づく監護教育権の行使であることを前提としている。また，改正法821条の趣旨は，親権者の監護教育権行使における，子の人格を尊重しその年齢及び発達の程度に配慮する義務や，体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を規定することにより，児童虐待の防止を図ろうとするところにあり，その実質は，現行法の監護教育権に関する解釈から導かれる内容を確認的に規定するものとされている（民法（親子法制）部会資料25-2（以下「部会資料」という）2頁）。

(2) 嫡出の推定の見直し及び女性に係る再婚禁止期間の廃止

ア 嫡出推定制度

民法は，婚姻関係にある夫婦間に出生した子の父子関係の成立に関して嫡出推定制度を採用しており，

婚姻成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、夫の子と推定される（民法772条）。そして、嫡出推定を受ける子との父子関係を争うためには、夫が子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起する必要がある（民法774条、775条、777条）、これと異なる訴えは不適法となる（最判昭和55年3月27日裁判集（民）129号353頁）。

嫡出推定制度を採用する趣旨としては、婚姻関係を基礎として父子関係を推定することにより、早期に法律上の父子関係を確定して子の地位の安定を図ること、夫婦間の秘事の公開を避けることにより、家庭の平和を守ることなどが挙げられている。

民法上の実親子関係は、生物学上の親子関係を基礎としているものの、嫡出子については、嫡出推定の効力として、生物学上の親子関係と法律上のそれとが必ずしも一致しないことがあり、法律上の親子関係を否定するかどうかは、家庭の平和を目的として専ら夫の判断に委ねられている（民法774条）。しかし、生物学上の親子関係がないことが明らかになれば、夫は必ず法律上の親子関係を否定することができるわけではない。子の身分関係、養育環境の安定性確保の見地から、現行の否認権行使には厳しい制限が設けられており、子の出生を知ってから1年以内に訴えの方法によらなければならない（民法775条、777条）。現行制度の下では、子が嫡出推定を受け、否認権行使が制限される結果、夫婦が既に別居又は離婚し、妻は子の生物学上の父と同居又は再婚している場合であっても、（前）夫が否認権を行使しない限り、子、母及び生物学上の父の意思や子の現在の養育環境等に反して法律上の父子関係が確定するという問題が生じ得る。このような中で、夫以外の者との間の子について、戸籍上（前）夫との嫡出子とされることを避けるために母が出生届を提出せず、子が社会的に様々な不利益を受ける無戸籍者となることが問題視され、この問題を解消する観点から嫡出推定制度の見直しを行うこととなった。

イ 嫡出推定に関する判例（推定の及ばない子と推定されない嫡出子）

嫡出推定の一義性を貫くことで生じる問題を解消するため、判例は、一定の場合に生物学上の親子関係を優先させ、生物学的な関係がない子について嫡出推定の適用を制限し（推定が及ばない子）、生物学的な関係がある子には嫡出子の身分を与える（推定されない嫡出子）ことを認めている。

（ア）推定が及ばない子

判例は、民法772条所定の期間内に出生した子であっても、母とその夫が離婚の届出に先立ち約2年半以前から事実上の離婚をしていた場合（最判昭和44年5月29日民集23巻6号1064頁）や、夫が出征していた間に懐胎したと推認される場合（最判平成10年8月31日裁判集（民）189号497頁）は、嫡出推定を受けないとし、妻がその子を懐胎すべき時期に既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、その子は実質的には嫡出推定を受けない（最判平成12年3月14日裁判集（民）197号375頁）として、嫡出否認の訴えによらず、親子関係不存在確認の訴えにより父子関係を争うことができるとしている。これらの判例は、嫡出推定制度の趣旨に鑑みて、妻が夫の子を懐胎し得ないことが外観上明白な場合に限って嫡出推定が及ばないとする外観説（我妻榮著「親族法」有斐閣221頁）に立つものと理解されている。

また、最高裁判所平成26年7月17日判決（平成24年（受）第1402号民集68巻6号547頁、平成25年（受）第233号裁判集（民）247号79頁）は、生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかである場合であっても、民法772条による嫡出推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって父子関係を争うことはできない旨判示しており、民法の解釈としては、生物

学上の父子関係がないことが判明した場合に嫡出推定が及ばないとする血縁説を採用しないことを明確にしている（2名の裁判官の反対意見がある）。

ただし、実務上は、合意に相当する審判の手續において、母、子及び（前）夫との間に、子が（前）夫の子でないことについて争いがなく、合意に相当する審判を受けることの合意もある場合は、合意に沿った審判がされる例もあるとされており（矢尾和子・船所寛生著「調停に代わる審判の活用と合意に相当する審判の運用の実情」法曹時報66巻12号50頁）、DNA型鑑定技術が発展し、生物学上の親子関係の確定が比較的容易になった現在の実務は、必ずしも前記判例の考え方に一致しているものではないようである。

(イ) 推定されない嫡出子

推定されない嫡出子は、内縁先行の有無を問わず婚姻成立後200日以内に出生し、嫡出子の出生届がされた子である。婚姻後に出生した子については、嫡出子としての出生届がすべて受理される戸籍上の扱いであり（昭和15年4月8日民事甲432号民事局長通牒）これは、判例（大判昭和15年1月23日大審民集19巻1号54頁、最判昭和41年2月15日民集20巻2号202頁参照）の考え方を前提としている。なお、推定されない嫡出子は、民法772条の嫡出推定を受けないため、親子関係不存在確認の訴えによって父子関係を争うことができる。

ウ 嫡出推定制度の見直し

改正法は、DNA型鑑定技術が発展した現代においても嫡出推定制度の趣旨の重要性は変わるものではないとして、制度自体を維持している（部会資料5頁）。

(ア) 嫡出の推定（改正法772条1項）

妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する旨の民法の規律は維持され（改正法772条1項前段）、女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻成立後に生まれたもの（2(2)イ(イ)参照）は、夫の子と推定する旨

の規律が追加された（改正法772条1項後段）。

婚姻中懐胎した子は夫の子と推定するとの規律が維持された結果として、前記2(2)イ(ア)記載の推定の及ばない子の判例法理が維持されると解されている（部会資料6頁）ため、婚姻前に懐胎し婚姻成立後に出生した子についても、外観説に沿う事情がある場合には嫡出否認の訴えによらずに父子関係を争うことができるかが問題となる。判例法理の考え方及び改正法772条1項後段の趣旨を前提として、事案の具体的事情を検討することによって結論を導くべき問題であり、婚姻前の懐胎であることのみをもって一律に判例法理の適用を否定することは相当ではないと考える。

(イ) 懐胎時期の推定（改正法772条2項）

民法772条2項の規定は維持され、改正法772条1項の前段又は後段の各規律の適用の有無について、外形上明らかな事実である出生時期を基準として判断できるようにするため、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子について、婚姻前に懐胎したものと推定する旨の規律が加えられた。

(ウ) 婚姻が複数回の場合の規律（改正法772条3項）

女が子を懐胎した時から子の出生までの間に複数の婚姻をしていた場合は、そのうち父子関係の存在につき相対的に蓋然性が高い子の出生直近の婚姻を基準として嫡出推定をする旨の規律である。

子の出生直近の婚姻による夫婦に当該子の養育が期待できることなどもこの規律の根拠とされており、改正法772条1項前段の例外となる本規律が設けられたことは、将来にわたって無戸籍者問題を解消することにつながるものと考えられている（部会資料7頁）。しかし、母が再婚しない場合は、本改正によっても従前の問題を回避し得ない。

(エ) 嫡出否認の訴えにより子の父であることが否認された場合の規律（改正法772条4項）

前記のとおり、女が子を懐胎した時から子の出生

時までの間に複数の婚姻をしていたときは、改正法772条3項により子の出生直近の婚姻における夫の子と推定されるが、嫡出否認の訴えによって当該夫の子であるとの推定が否認された場合は、その婚姻を除き、子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定される。

(オ) 女性に係る再婚禁止期間の廃止（民法733条の削除）

嫡出推定制度の見直しにより、母の再婚後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定され、父性推定の重複の問題は生じないため、民法733条は削除された。

なお、再婚禁止期間違反の場合に適用がある父を定めることを目的とする訴え（民法773条）は、重婚の禁止に違反して婚姻した女性が出産した場合に適用があるものとして維持された。

(3) 嫡出否認制度に関する規律の見直し

ア 否認権者の拡大（改正法774条）

民法が否認権者を夫に限定しているため、（前）夫の協力が得られないことや、夫から暴力を受けていることなどの事情から、母が戸籍上（前）夫の子と記載されることを避けるために子の出生届を提出しないことによる無戸籍者問題の解消が、本改正の目的の一つであることは前記のとおりである。生物学上の父と法律上の父が一致しないことにより生ずる多様な問題は、子及び母に重大かつ切実な利害を及ぼすにもかかわらず、嫡出否認の訴え提起が専ら夫の意思によっているため、事案に応じた適切な解決を図ることができない場合があるとの指摘を踏まえ、本改正によって否認権者が拡大された（部会資料12頁）。

(ア) 改正法772条によって父が定められる場合において、父、子及び母は、子が嫡出であることを否認することができる（改正法774条1項、3項）。母については、子の利益を害することが明らかなきは否認権を行使できない（改正法774条3項ただし書）。

(イ) 母の離婚後300日以内に生まれた子であって、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれたものについて、当該再婚後の夫の子と推定される場合（改正法772条3項）の前夫も否認権者とされる（改正法774条4項）。前夫の否認権行使は、前夫が母の再婚後の家庭に介入することを認めるものであるため、子の利益を害することが明らかなきは否認権を行使できない（改正法774条4項ただし書）。

(ウ) 改正法775条は、(ア)及び(イ)の否認権者が行う嫡出否認の訴えの被告を明確にしている。

(エ) 子及び母に否認権が認められたことに伴い、否認権行使を夫のみとする民法774条を前提とした「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」10条が改正され、子及び母の否認権をも制限する規定となった。

イ 出訴期間の伸長（改正法777条）

現行の嫡出否認の訴えの出訴期間（民法777条）については、夫の否認権行使期間としても十分ではないとの批判がある。また、改正法が新たに子や母に否認権を認めた趣旨を踏まえると、否認権行使の機会を十分に確保するため、より長い出訴期間を認める必要がある一方、不必要に長い期間とすることは、子の身分関係の不安定につながるため相当ではない。これらの考慮に加え、子の認知・記憶は4歳前後に大きく発達し、5歳頃には出来事の記憶が長期にわたって残るとの子の発達に関する一般的知見をも踏まえて、出訴期間が定められた（部会資料14頁）。

夫の否認権行使については子の出生を知った時から3年以内、子及び母の否認権行使については子の出生の時から3年以内とされ（改正法777条1号～3号）、前夫の否認権行使については、前夫が子の出生を知った時から3年以内とされた（改正法777条4号）。

ウ その他

(ア) 改正法776条は、嫡出承認に関して父の他に母を新たに規律の対象としている。なお、子による嫡出の承認については、後の裁判例、解釈を踏まえて子の身分関係を安定させる方向での見直しの検討を行うことが相当であるとされている（部会資料16頁）。

(イ) 嫡出否認の訴えに関連して、改正法778条の2～778条の4が新設された。子が自らの判断で否認権行使をするために、一定要件の下で21歳に達するまでの間嫡出否認の訴え提起を認める規定（改正法778条の2第2項）のほか、前夫による出訴を子の成年到達後は不可とする規定（改正法778条の2第4項）、子の監護に要した費用の償還の制限に関する規定（改正法778条の3）、相続開始後に新たに子と推定された者の価額支払請求権に関する規定（改正法778条の4）等である。

(ウ) 嫡出否認に係る改正法は、施行日以後の出生子に適用される（附則4条1項）が、子及び母による否認権の行使については、施行日から1年間に限り、施行日（前）の出生子にも適用される（附則4条2項）。

(4) 認知制度の見直し

ア 認知の無効制度の見直し（改正法786条）

改正法786条は、認知による身分関係の安定性確保の観点から、事実と反する認知の主張は訴えによるべきとしている（形成無効説）。また、民法786条について、認知無効の主張権者が広範に過ぎるうえ、無効主張の期間制限がないために子の身分関係が安定せず、厳格な制限が設けられている嫡出否認の訴えとの均衡を欠くなどの指摘があったことを踏まえ、主張権者の範囲を子又はその法定代理人、認知をした者及び子の母に限定し（改正法786条1項）、一定期間経過後は、反対事実を主張して認知無効

の訴え提起ができないこととした（改正法786条1項各号所定の時から7年以内に限り認知無効の訴えを提起できる）。したがって、認知無効の訴えが提起されることなく出訴期間が経過すると、生物学上の親子関係と異なる法律上の親子関係が確定し、戸籍上も認知によって形成された親子関係の記載が維持されることになる。子については、その判断を尊重する趣旨から、一定の要件の下、出訴期間である7年が経過した後であっても、21歳に至るまで認知無効の訴えを提起することができる（改正法786条2項本文。同項ただし書により制限される）。また、嫡出否認が確定した場合と同様（改正法778条の3参照）、認知無効が確定した場合の子の監護のための費用の償還に関する規定が新設されている（改正法786条4項）。

なお、事実と反することを知りながら認知をした者に認知無効の訴え提起を認めるか否かについては議論があるが、個別事案に応じた柔軟な解決を認めることが相当であるとの考えから、特段の限定を設けることなく認知した者を主張権者としている（部会資料25頁）。

イ 胎児認知の効力に関する規律の新設（改正法783条2項）

胎児認知をした子が出生した場合において、改正法772条の嫡出推定によって父が定められるときは、胎児認知の効力は生じない（改正法783条2項）。女が婚姻前に懐胎し婚姻成立後に生まれた子は、夫の子と推定されるため（改正法772条1項後段）、婚姻前に胎児認知がされていた場合は、その効力と嫡出推定の効力の関係が問題となる。嫡出推定を及ぼすことがより子の地位の安定確保につながることや、改正後も認知は嫡出でない子に対してされるものであること（民法779条）などから、胎児認知された子であっても、子の出生前に母が婚姻した場合は、嫡出推定を及ぼすことが相当であるとされた（部会資料29頁）。

3 離婚後共同親権の議論状況



会員 松田 亘平 (73期)

1 はじめに

現行民法は、父母の婚姻中における共同親権の原則を定める一方で（同818条1項、3項）、父母の離婚後における単独親権を定める（同819条1項～3項、5項）。離婚後単独親権に関し、法制審議会家族法制部会が2022年11月15日に取りまとめた「家族法制の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」）は、現行民法819条を見直し、「父母双方を親権者と定めることができるような規律」（以下「離婚後共同親権」）を設けるものとする案（甲案）と、現行民法819条の規律を維持する案（乙案）を提示した。この離婚後共同親権の導入の是非をめぐる、世上激しい意見の対立が存在する。

離婚後共同親権という言葉には、離婚後の父母に対し、婚姻中と全く同様の親権行使を要求するイメージがつきまとう。中間試案は、このイメージどおりの離婚後共同親権の導入を提唱するものなのだろうか。以下では、中間試案における離婚後共同親権を概観し、その意義を検討する（2）。その後、中間試案の是非について、東京弁護士会が2023年1月11日に公表した『「家族法制の見直しに関する中間試案」に関する意見書』（以下「東弁意見書」）の内容を紹介する（3）。最後に、離婚後共同親権と「家族の在り方の多様性」の関係について検討し、今後の課題を述べる（4）。

2 中間試案における離婚後共同親権

(1) 前提となる親権理解

ア 親権の内容

中間試案は、監護者の権利義務の内容を明確化するか否かを検討するなかで、親権の内容を、身上監護に関する事項についての権利義務（以下「身上監護権」）と、それ以外の事項（財産管理に係る事項、財産上・身分上の行為についての法定代理に係る事項、未成年者の法律行為に規定する同意に係る事項）に関する権利義務（以下「財産管理権等」）に分ける。これは、親権の内容に関する通説的理解と概ね合致する。

イ 親権の帰属と行使

後述するとおり、中間試案は、父母双方が親権を有する場合であっても、監護者の定めの有無によって、行使できる親権の内容に差を設けている。すなわち、親権が離婚後の父母双方に帰属することになっても、そのことが直ちに婚姻中と同様の共同行使を帰結するわけではない*1。

以下では親権の帰属と行使の峻別を踏まえ、中間試案の議論を整理する。

(2) 離婚後共同親権の要件（親権の帰属の場面）

ア 原則／例外型

中間試案は、離婚後共同親権の要件に関し、共同親権を原則とする甲①案と、単独親権を原則とする甲②案を提示している。甲①案は、例外的に単独親権とするためには、「一定の要件」を満たし、父母間の協議又は家庭裁判所の裁判によることを要求する。甲②案も、例外的に共同親権とするために同様の要件を要求する。

これらはいずれも、単独親権か共同親権かについて一定の要件や基準を設けた方が基準として明快で

* 1：日本弁護士連合会が2023年2月16日に公表した『「家族法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書』は、「共同親権」という言葉は「多義的」であるとして、「離婚後双方親権」という表現を用いる（8頁）。これは、離婚後の父母双方に親権を帰属させたとしても、親権の行使については様々な規律がありうることを含意する点で、優れた表現である。

あるとの考え方に基づくものである*2。

イ 個別事情考慮型

上記の考え方に対しては、離婚後単独親権と離婚後共同親権のどちらが子の最善の利益に資するかは、様々な事情を考慮しなければ決することができないとの指摘がある*3。そこで、中間試案は、個別具体的な事案に即して、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかを定めるべきであるとの考え方(甲③案)も提示する。

(3) 離婚後共同親権の内容(親権の行使の場面)

中間試案は、親権の共同行使の在り方につき、監護者の定めの有無によって異なった規律を提示する。

ア 監護者の定めがある場合

この場合、中間試案は、共同行使の対象となる親権を、身上監護権以外の権利義務(財産管理権等)に限定する。つまり、身上監護権は監護者の単独行使となる。ただし、身上監護権のうち、子の居所指定又は変更(転居)に関する権利義務(以下「居所指定権」)の行使については、原則どおり監護者の単独行使とする案(X案)と、身上監護権以外の権利義務(財産管理権等)に関する α 案・ β 案・ γ 案(後述)のいずれかによる規律を及ぼす案(Y案)を提示する。

そして、財産管理権等の行使の在り方について、以下の3つの案を提示する。すなわち、監護者が単独行使し、事後通知で足りるとする案(α 案)、事前協議を必要とし、協議が調わないとき等は監護者が単独行使する案(β 案)、父母の共同行使を要求し、重要事項について協議が調わないとき等は、家庭裁判所が当該事項についての親権行使者を定めるものとする案(γ 案)である。

イ 監護者の定めがない場合

この場合、中間試案は、共同行使の対象となる親権を、身上監護権、財産管理権等を含むすべての権利義務とする。

そして、親権の行使の在り方について、婚姻中と同様の共同行使を要求し、重要事項について協議が調わないとき等は、家庭裁判所が当該事項についての親権行使者を定めるものとする案を提示する。

ウ 監護者の定めの有無

このように、監護者の定めの有無は、離婚後の親権の共同行使の在り方を左右する分水嶺となる。この点に関し、中間試案は、離婚後に父母双方を親権者と定めるに当たり、監護者の定めを必須とする案(A案)と任意とする案(B案)とを提示する。A案を採用した場合、上記イの論点(監護者の定めがない場合)は発生せず、すべて上記アの論点(監護者の定めがある場合)の規律によって決せられることになる。

エ まとめ

以上の親権の共同行使に関する規律をまとめると、次頁掲載の表のようになる。

(4) 小括

中間試案が提示する複数の案のうち、離婚後の父母が婚姻中と同様に親権を共同行使することになるのは、離婚時に監護者の定めを任意とするB案を採用し、かつ、実際に父母が離婚の際に監護者を定めなかった場合である。

また、離婚時に監護者の定めを必須とするA案を、かつ居所指定権の行使についてX案を、かつ財産管理権等の行使について α 案を採用した場合には、監護者は居所指定権を含む身上監護権を単独行使し、

*2: 家族法制の見直しに関する中間試案の補足説明17頁~18頁参照。

*3: 家族法制の見直しに関する中間試案の補足説明17頁~18頁参照。

	監護者の定め	身上監護権の行使の規律	財産管理権等の行使の規律
A案	あり(必須)	監護者が単独行使する ただし、居所指定権の行使につき以下の2案がある ・X案：監護者が単独行使する ・Y案：財産管理権等に関するα案・β案・γ案のいずれかによる規律を及ぼす	以下の3案がある ・α案：監護者が単独行使し、事後通知を必要とする ・β案：事前協議を必要とし、協議が調わないとき等は監護者が単独行使する ・γ案：父母の共同行使を要求し、重要事項について協議が調わないとき等は、家庭裁判所が親権行使者を定める
B案	あり(任意)	A案と同様	A案と同様
	なし(任意)	・身上監護権、財産管理権等を含むすべての権利義務が共同行使の対象になる ・重要事項について協議が調わないとき等は、家庭裁判所が親権行使者を定める	

財産管理権等についても事後通知という負担付きだが単独行使できる。この組合せによる場合、現状の離婚後単独親権と実質的にほとんど差異はない。

このように、離婚後共同親権の行使の在り方には様々なバリエーションが設けられている。

3 東弁意見書の概要

(1) 離婚後共同親権の導入の是非

東弁意見書は、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見の両論併記とする。

ア 甲案に賛成する意見

当該意見は、「夫婦としてはうまく行かなかったが、離婚後も父母として自覚と責任を持って子に関わろうとするケース」が見られる等、現在では「家族の在り方が多様化した」こと、「父母の離婚等の場合に父母双方が親権者となることを選択する余地を認めること」は、「家族の在り方の多様性について比較的寛容な立場」を示す東京弁護士会のスタンス*4と「決して矛盾するものではない」こと等を挙げ、甲案に賛成する。

イ 乙案に賛成する意見

当該意見は、「離婚後も子の養育に関して協力できる父母の場合は『共同親権』を論じる必要はない」こと、「DV等を理由に離婚する夫婦には支配従属の関係がある」ため、「離婚後に子の養育について対等な立場で共同決定をすることは不可能」であること、東京弁護士会の「家族の在り方の多様性に比較的寛容な立場は個人の尊厳の尊重という文脈で一貫しており、他者を支配するDV事案を誤りなく除外し得ないことが危惧される場面において選択的共同親権を新設する根拠とはなりえないこと」等を挙げ、乙案に賛成する。

ウ 小括

このように、東京弁護士会内においても鋭い意見の対立が存在する。以下では、離婚後共同親権の要件と内容に関する東弁意見書の意見を紹介するが、これは仮に甲案に賛成した場合における検討結果である。

(2) 離婚後共同親権の要件(親権の帰属の場面)

東弁意見書は、甲③案に賛成する。「具体的な基準を定めないことで、かえって個別の事案に対応した

*4：甲案に賛成する意見は、東京弁護士会が「家族の在り方の多様性について比較的寛容な立場」を示す根拠として、「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」(2021年3月8日付)、「LGBT理解増進法案に関する会長声明」(2021年6月10日付)、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明」(2021年6月17日付)を挙げる。

柔軟な解決を指向することができ」、また、法規範としての明確性は甲①案や甲②案に劣るものの、明確な要件や基準がなければ「適切に判断することが困難であるとまではいえない」とする。

(3) 離婚後共同親権の内容(親権の行使の場面)

ア 監護者の定め要否

東弁意見書は、B案(監護者の定めを任意とする)に賛成する。「わが国でも離婚後共同親権を選択した父母が、真摯な合意に基づき子の監護の分担を希望したとき、それを可能とする法制度を用意しておく必要はある」とする。

イ 監護者が指定されている場合の親権行使

東弁意見書は、β案(財産管理権等の事前協議・単独行使)に賛成する。

東弁意見書は、財産管理権等の共同行使を定めるγ案を理想としつつ、離婚後の父母は別居し、意見が合致しないことが多くなり、「子に関する決定がいつまでもされなくなるとすると、かえって子の利益が損なわれることになりかねない」として反対する。その上で、事後通知を定めるα案では足りず、事前協議を必要としつつ、「監護者でない親権者があたかも『拒否権』を有するような事態を回避する」必要があるとして、単独行使を認めるβ案に賛成する。

そして、身上監護権のうち居所指定権の行使については、子の居所は「親子交流等をスムーズに実現するための重要な情報」であるとして、Y案に賛成する。その場合、居所指定権の適時適切な行使を可能にする必要があるとして、α案と同様の規定を置くことに賛成する。

ウ 監護者の定めがない場合の親権行使

東弁意見書は中間試案の提案に賛成する。監護者の定めがない場合は「現行法と同じ状況」である以上、現行法の規律を維持するべきであるとする。ただし、父母間で協議が調わないとき等に家庭裁判

所が時機を失することなく対応するためには、家庭裁判所のリソース、インフラの大幅な拡充が不可欠であるとする。

4 検討(離婚後共同親権と「家族の在り方の多様性」)

(1) はじめに

東弁意見書をはじめ、甲案に賛成する意見は「家族の在り方の多様性」の尊重に言及することがある。離婚後共同親権となる選択肢を設けることは「家族の在り方の多様性」の尊重に資する、という趣旨の意見であると思われる。これに対し、乙案に賛成する意見は、「家族の在り方の多様性」は、「他者を支配するDV事案を誤りなく除外し得ないことが危惧される場面において選択的共同親権を新設する根拠とはなりえない」とする。

選択的夫婦別姓や同性間の婚姻においては、「家族の在り方の多様性」という観点からこれらを設ける根拠となることには争いが無い。そこで、以下では、選択的夫婦別姓や同性間の婚姻と比較しつつ、「家族の在り方の多様性」が離婚後共同親権を設ける根拠となりうるのかを検討し、離婚後共同親権の課題を論じる。

(2) 選択的夫婦別姓・同性間の婚姻における「家族の在り方の多様性」

かつて、会社員である夫・専業主婦である妻・未成熟子から成る、異性愛の核家族がモデルとされてきた。そのような時代にあっては、夫婦別姓となる選択肢や同性間で婚姻する選択肢を設ける必要性は意識されなかった。

しかし、現在では、婚姻後・出産後に女性が就業を継続することが一般化した。これに伴い、事実上女性に氏の変更を強いる夫婦同氏は、女性の社会生活に深刻な不利益を及ぼすことが意識されるようになった。

また、異性愛のみを正常とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を異常とする異性愛規範は、現在では正当性を完全に喪失した。これに伴い、同性カップルが異性カップルと同様の共同生活を送っているにもかかわらず婚姻できないことは不当であるとの認識が社会に広がった。

そして重要なのは、夫婦別姓にせよ同性間の婚姻にせよ、これらを可能とする選択肢を設けることは、夫婦別姓や同性との婚姻を望む人々の福利を向上させるのみで、夫婦同氏や異性との婚姻を望む人々の福利には悪影響を及ぼさないという点である。こうしたことも背景として、夫婦別姓や同性間の婚姻を認めるべきだとする世論は若い世代を中心に高まり続けている。

これらはいずれも、家族制度が「家族の在り方」の多様化に対応していない結果、従来の家族モデルに当てはまらない家族生活を送る人々が、社会生活上著しい不利益を被っているという問題である。そして、「家族の在り方の多様性」を尊重することは、社会全体の福利の向上に資するという関係にある。この意味で、「家族の在り方の多様性」は、選択的夫婦別姓や同性間の婚姻を設ける根拠となる。

(3) 離婚後共同親権における「家族の在り方の多様性」

従来の家族モデルに当てはまらない人々が家族制度の不備によって不利益を被っているという観点は、離婚後の親権制度にも妥当しうるように思われる。

すなわち、従来、父母が離婚すれば、専ら母が子を監護し、父は養育費支払や面会交流等の方法でのみ子育てに関与する（あるいはそれすらもしない）と考えられてきた。しかし、近年、「夫婦としてはうまく行かなかったが、離婚後も父母として自覚と責任を持って子に関わろうとするケース」は確かに増加している。子が離婚した父母の双方を行き来しながら成長することもあるようである。このような場合に、一方の親が子に対して何ら権利義務を有さない状況は、

子の最善の利益を目的とする親権制度として再検討の余地があると言いうる。

もっとも、離婚後共同親権に対しては、親権の共同行使について父母が協力しあえる関係にないケース（以下「不適合ケース」）にまで適用されるおそれがあるとの批判がある。不適合ケースに適用されると、適時適切な親権行使がなされず、子の利益が害されるおそれがある。DV事案に適用されてしまった場合には、子が被る不利益の程度は甚大なものとなりうる。不適合ケースのスクリーニングが機能せず、多数の不適合ケースに離婚後共同親権が適用されてしまったら、社会全体の福利を低下させかねない。

このように、家族制度は「家族の在り方の多様性」に応じて改正されるべきであるという観点は、離婚後共同親権にも妥当する面がありつつも、不適合ケースのスクリーニングという問題がある点において、選択的夫婦別姓や同性間の婚姻とは異なると言える。

(4) 今後の課題

このように、離婚後共同親権が社会全体の福利を向上させ、「家族の在り方の多様性」の尊重に資すると言いうるためには、不適合ケースが適切にスクリーニングされなければならない。スクリーニングの可否は、離婚後共同親権を導入するか否かに関わる重要な論点である。

この点に関し、家族法制部会では、協議離婚における合意の適正さを担保するべく、親権者の定め等に関し、事前又は事後における家庭裁判所等の第三者の関与の在り方が議論されている（部会資料27補足説明5頁以下）。これは不適合ケースのスクリーニングの観点から重要な議論である。今後の議論の深化を待ちたい。

参考文献

池田清貴「弁護士から見た中間試案」ジュリスト1582号20頁

ダイバーシティ & インクルージョンの 実現へ向けて

副会長 黒崎 隆 (50期)

主な担当業務：法律相談センター、紛争解決センター、リーガル
アクセスセンター、高齢者・障害者、外国人、医療、公設事務所、
弁護士任官、民事介入暴力対策、性平等、男女共同参画等



車いすの副会長として

僕は40年前のオートバイ事故時から車いすで生活するようになり現在に至っています。車いす生活になってからしばらくは全く先が見えずに苦しんだこともありましたが、司法試験受験、弁護士登録、独立して事務所設立となんとか弁護士としての道のりを歩んできました。

そして副会長に当選させていただいたときには、車いすの副会長としてやれることは頑張ろう、特に自分の体験や考え方を会務に生かすことを考えてみようと思いました。

担当委員会としても、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会、性の平等に関する委員会、外国人の権利に関する委員会などを担当しています。これらの委員会では、これまで個人の出自や特性などによって完全な社会参加を拒まれてきた人が、積極的に社会参加できるようになるための共生社会の実現に向けて様々な活動を行っており、これらの活動を後押しして、また、時には引っ張っていくことがまずは僕の役割であることを実感しています。

そして、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会が実現することで、すべての人が自己実現できる社会になると考えます。当会としてもダイバーシティ & インクルージョン (D&I) の実践は重要な活動の一つであると考えます。

本年度は松田会長もD&Iの実践をテーマの一つとしてあげられております。

とはいえ、早いもので、この原稿を執筆している7月下旬で副会長に就任して4ヶ月足らずが経過しました。これからまだまだ道筋をつけるために取り組むべき課題は沢山あると思いますので、悔いの無いようにD&Iの実践に向けて職務を全うしたいと思います。

市民と会員のための法律相談事業

もう一つ大きな担当として、当会が行う法律相談事業及びADR事業があります。市民の方が法的に安定した社会生活を営むこと、そしていざなにか問題があれば法律の専門家である弁護士に相談・依頼することができる体制を整えることは弁護士会の役割の一つです。さらに、会員弁護士にとっても、当会の法律相談事業によって自身の業務拡大にもつながります。

ただ、法律相談事業のあり方も急激な時代の変化、インターネットやAIを含む社会インフラの構造変化によって大きく影響を受けることは必至であり、弁護士会の法律相談事業を市民のため、また会員のためにどのような方向性をもって推進していくのかを会全体の問題として考えていきます。

最後に

個人的な考えですが、弁護士という職業の一番の魅力は自由だと思います。弁護士の職域はとても広くて、どのような分野の業務を中心に据える(目指す)のか、特定の業務専門のブティック事務所とするのか広く一般民事を扱うのか、大きな事務所の一員としてキャリアを積むのか、仲間とともに共同事務所を作るのか、一人が楽で一人事務所を経営するのか、インハウスとしてキャリアを積むのか、はたまた、全く別の事業を事業者として行うのか等々、自分で選択できると思います(ちなみに僕は飲食店を数店舗経営しています)。

そして、その自由な選択も弁護士バッジ、そのバックボーンにある弁護士会の活動及び社会の弁護士会への信頼があってこそです。

どうぞ、読者のみなさまには、弁護士会の活動をより理解していただき、また、弁護士としてのスキル向上や業務に役立つ情報などをゲットしていただきたく、弁護士会が発信する情報にアンテナを立てていただくことをお願い申し上げて本稿の締めといたします。

最後までお読みいただきましてありがとうございました。

令和5年6月6日開催 東京地方裁判所委員会報告

「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 島田 耕一 (45期)

令和5年6月6日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」です。

1 裁判所からの報告

最初に、刑事部総括及び裁判員調整官から、裁判所の取り組みについて説明がありました。

法改正により、令和4年4月1日以降、裁判員となる年齢が18歳以上に引下げられ、現役高校生を含む18歳及び19歳が裁判員に選任される可能性があることから、裁判所では、裁判員制度への関心を高めるとともに、人生経験が不足しているのではないかとといった参加への不安解消を図るため、特に若年層に向けた積極的な広報活動が必要と考えているとのことでした。

東京地方裁判所における具体的な取組例としては、裁判員制度出張セミナー、裁判官出前講義及び団体傍聴後の裁判員制度説明会が紹介されました。裁判員制度出張セミナー及び裁判官出前講義は、いずれも学校や勤務先などに裁判官が出張し、裁判員制度の説明、質疑応答などを行うものですが、学校からの依頼が6割程度を占めているようです。団体傍聴後の裁判員制度説明会は、中学生以上の団体による刑事裁判の傍聴希望を受け入れ、裁判官による裁判員制度説明会の実施を勧誘し、実施を希望した団体には傍聴後に空き裁判員裁判用法廷において説明会を実施するものです。

また、学校などからの法教育目的の各種依頼に積極対応をするほか、制度広報に資する番組作成協力依頼への積極対応や、夏休み傍聴企画等独自の広報企画も実施しているとのこと。令和4年12月20日には、広報目的に特化した裁判員経験者との意見交換会を開催した際、現役高校生に実際の刑事裁判の傍聴、裁判員裁判用法廷の見学、裁判官からの裁判員制度説明を行った上で意見交換会を傍聴してもらい、法曹三者や経験者への質疑応答も実施したとのことでした。

2 質疑応答・意見交換

出張セミナーのような活動は、タイトルは違っても全国的に行っており、支部の管轄の地域でも対応しているとのこと。Webでの広報活動としては、裁判所のウェブサイトに裁判員制度のバナーを置いて、そこから裁判員制度の説明頁に飛べるようにしているが、SNSについては、訴求力のある手段であるとは感じているものの未だ踏み出せていない、Webのみでの出張セミナーや出前講義も行っていないとのこと。

市民委員からは、Webの活用に関する意見が多く出され、オンデマンドでの裁判員制度解説映像配信、裁判官がクイズ形式で裁判員制度を解説するTikTokの作成といった提案や、若年層の役者が裁判員になる設定のドラマを制作し、YouTubeで公開することも効果的ではないかといった意見が出されました。別の委員からも、SNSの活用が必要であり、例えばギャルが若年層の心配事を話す会話劇を配信し、続きの解説をWebで行うといった手法も提案されていました。また、Web会議方式でのセミナーや出前講義にもすぐに取り掛かるべきだとの意見も出ました。

行政に携わる委員からは、「作る・届ける・検証する」を3:6:1の割合で行うサーロインの法則が紹介され、広報では作ることに注力しがちだが、本来費用を割くべきは届けることだとの意見が出され、また、裁判所と弁護士会とのコラボ企画も実施すべきとの提言もなされました。

3 次回令和5年10月2日のテーマは「民事裁判手続きのデジタル化～その現状と未来」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

令和5年6月21日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「面会交流について」

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 奥原 玲子 (52期)

令和5年6月21日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「面会交流について」です。

1 裁判所からの報告

まず、東京家裁における面会交流調停の運用について、裁判官から、面会交流の意義、手続きに続けて次のような説明がありました。

- ① 面会交流事件の申立件数が増加していること（東京家裁：平成23年 調停878件、審判166件→令和3年 調停1689件、審判326件）
- ② 平成23年改正で面会交流が明文化され（民法766条）、「子の利益」を最も優先して考慮しなければならないとされており、適切な面会交流は、基本的には子の健全な成長に有益であるが、別居親の子への暴力等、子の利益に反する場合もあるため、個々のケース毎に、慎重に見極める必要があること
- ③ 現在の面会交流調停事件の運営モデル（令和元年11月、東京家裁面会交流PT提案）のポイントは、子の利益を最優先に、先入観を持たずニュートラル・フラットな立場で臨むこと、円環的な検討・調整、基本的なステップ（検討の順序を整理）、子をめぐる一切の事情の聴取（安心・安全が最重要）、適度なスピード感であること
- ④ 面会交流事件の特徴及び継続的・安定的な実施のため調停での合意形成が極めて重要であること
- ⑤ 直接交流の方法、面会交流支援機関（法務省ウェブサイトに一覧表掲載）の利用について
- ⑥ 間接交流の機能、方法
- ⑦ 家裁調査官の関与は、期日への立会及び期日間調査（当事者の意向調査、家庭訪問、学校等からの聞き取り、子の意向・心情の調査、試行的面会交流の観察）であること

次に、調査官から、東京家裁内に2つある児童室は、比較的幼い子の心情調査や試行的面会交流に利用する等の説明がありました。

2 児童室見学

児童室は靴を脱いで様々な玩具で遊べる空間で、

試行的面会交流では、様子を隣室からマジックミラーで観察できるようになっており、また、児童室の天井に2つカメラがあり、隣室及びその隣の別室で、映像と音声をモニターで確認できるようになっていました。

3 意見交換

委員から児童室の使用件数の質問があり、調査官から、直近3ヶ月の平均で児童室1室を1ヶ月10回前後使用したとのことでした。

次に、養育費等の支払いがないのに面会交流の要請がある場合の取扱いについて、裁判官から、養育費支払い要請を行うとともに、面会交流の実施を妨げる事情がなければ実施の方向へ調整するという趣旨の説明がありました。

また、面会交流事件増加の理由についての質問があり、平成23年の民法766条改正に際し国会で議論された影響もあること、子を育てたい意識を持つ親の増加、交代で監護する形で面会交流を希望する事例の増加が指摘されていました。

子の意向がどの位心情調査に影響するかについては、調査官から、子の心情調査では、子の言葉と態度だけで評価するわけではなく、環境や特性等様々な要素を考慮する、ある程度成長した子は言葉で表現できるが、言葉だけでなく目線・抑揚、それまでの態度、背景事情等慎重に評価するとの回答がありました。調査官は行動科学の専門的見地から観察し、その観察眼を裁判官も信頼しているとのことでした。

また、調停委員は児童室における子の観察に立ち会わないのかとの質問について、子の観察は調査官の専門性を伴う客観的フィルターを通して行われ、裁判官と調停委員はその報告を受け取るとの説明がありました。

4 次回令和5年11月22日のテーマは「家庭裁判所の採用広報について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

元「少年A」の少年事件記録はなぜ廃棄されたのか 事件記録等保存規程を考える

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム座長 清水 勉 (40期)

最高裁の謝罪

今年5月22日、最高裁の小野寺真也総務局長は、参院法務委員会で「最高裁として率直に反省しており、事件に関係する方々を含む国民の皆さまに対し、申し訳なく思う」と謝罪した。3日後の25日、最高裁事務総局は記者会見を開き、マスメディアのカメラに向かって頭を下げ、謝罪した。

この日、最高裁が公表した『裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書』*1（「報告書」）は本文だけでも50頁近くあり、重大少年事件の全記録や重大な訴訟記録が各地の家裁や地裁で廃棄された経緯を詳しく説明し、これらの記録を史料という観点から見直すことをせず、廃棄していたことを誤りだったと認めている。法の番人である最高裁が裁判所の非を認め謝罪するというのは日本の戦後史にはない出来事だった。

家裁の歴史から消えた少年事件

発端は昨年10月20日付神戸新聞の記事。そこには、1997年に神戸市須磨区で発生した児童連続殺傷事件（「神戸事件」）で保護処分となった「少年A」の処分決定書（成人事件の判決に相当する）や事件記録（捜査記録）、社会記録（生育歴）、精神鑑定書*2など全記録が、神戸家庭裁判所によってすでに廃棄されていたとあった*3。

犯人が14歳の中学生であったこと、小学生5人を次々に殺傷したこと、犯行が極めて残虐であったこと、犯行動機が不可解であることなどから日本中を震撼させ、少年法の改正にも大きな影響を与えた。その

時代の出来事を覚えている人なら誰もが記憶している歴史的な大事件だ。誰もが神戸家裁の廃棄に驚いた。

最高裁は

最高裁の反応は違った。

最高裁は初め、「神戸家裁において、本件事件記録が特別保存に付されなかった理由や、廃棄された当時の状況は不明であり、当時の神戸家裁における廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁として見解を述べることは差し控えさせていただきます」*4と、冷淡だった。神戸家裁がしたことのが問題なんだ。使わなくなった古い記録を廃棄してなにが悪いのかという態度だった。最高裁は、記事はこの1本で終わると思ったのだろう。

しかし、そうはならなかった。神戸新聞は、連日、重大な少年事件の記録の廃棄が全国各地の家裁で行われていたことや、そのことを事件関係者を初め様々な立場の人びとが問題視していることを記事にし続けた。記事はネットで一気に広がり国民の関心は高まった。他紙もテレビニュースもこの問題を取り上げるようになった。

2項特別保存

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）（「保存規程」）では、訴訟記録の保存期間を定め、期間を満了したら廃棄することとし、例外として「特別の事由」がある場合（9条1項）、「史料又は参考資料となるべきもの」（同条2項）（「2項特別保存」）は、保存期間満了の後も保存しなければ

*1：最高裁ウェブサイト https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2023/02report-hozon_haiki-.pdf

*2：2023/1/31 06:00 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202301/0016008498.shtml> かつて永山則夫被告人の精神鑑定を行った石川義博医師は、亡中井久夫・神戸大名誉教授が手がけた少年Aの精神鑑定書の廃棄を、「家族歴や医学的・精神的な傾向と犯罪との結びつきが分かる記録だったはず」と指摘している。

*3：2022/10/20 05:45 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015737186.shtml>

*4：2022/10/20 06:00 神戸新聞NEXT <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015737175.shtml>

ならないという義務規定を設けている。問題になっているのは9条2項により保存すべき記録が廃棄されたことだ。「史料」という用語は、公文書管理法の「歴史公文書等」(2条6項)の「適切な保存」(14条1項)という考え方に重なる。保存規程には「史料」を残す意志があるように読める。

有識者委員会の設置

最高裁は神戸新聞の執拗さに困惑しただろう。とは言え、2項特別保存について明確な視点を持ち合わせていないから、どういう転換をすればいいか即座に具体案を示すことができない。最高裁は外部の弁護士と大学教授で構成する有識者委員会で検証することにした。有識者委員会は時間稼ぎの道具か、意義ある仕事をするか外部からはわからなかった。

神戸事件の記録はどのように廃棄されたのか

報告書によると、廃棄時の家裁所長は、首席書記官から記録の廃棄について話を聞いていたが、自身が2項特別保存について検討する立場にあると認識しておらず、明確な意見を述べなかった。首席書記官は記録廃棄の権限だけでなく、特別保存の権限も所長ではなく自分にあると考えていたこともあり、自分で判断しなければならぬと考えた。管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間が経過したら原則廃棄、2項特別保存に付するのは例外中の例外と考え、「希な事件、前代未聞の事件であり、貴重な資料となるから保存すべき」と述べる裁判官もいたが、廃棄に至ったという。何という曖昧さだ。

「廃棄は、首席書記官の指示を受けてしなければならない。」(8条2項)とあるだけで、2項特別保存の対象を決める手続規定はない。これでは所長は自分が関与すべきだと考えず、首席書記官は自分が判断するしかないと考えるのはおかしくない。神戸家裁の迷走の原因は最高裁が作った保存規程にあったのだ。

この規定は今でも変わっていない。

報告書に欠けているもの／これから

報告書は今後の記録保存の改革に役立つだろう。しかし、そもそも少年事件記録を残すことによろしい史料価値があるのかという、神戸事件記録廃棄問題の核心とも言うべき点について深く議論した様子が見受けられない。この点は、少年事件を手掛ける弁護士が多くが少年の健全育成(少年法1条)の観点から保存に消極的であるだけに特に重要だ。

元少年Aの審判を担当した井垣康弘裁判官は、審判当時(1997年)、事件が起こった経緯をマスコミに公表しようとして、協議を提案した時、調査官と付添人弁護士から「プライバシー保護」を理由に協議すること自体を断われたという*5。元少年Aの手記*6の出版は、マスコミ、弁護士、被害者遺族がこぞって出版禁止を訴えた。一般市民は神戸事件の詳しい内容を知るべきではない、元少年Aは自由な発言をすべきではない。それこそが元少年Aの健全な育成だということか。健全な育成とは何か。それはあらゆる価値に優先するのか。少年事件記録の保存とどう折り合いをつけるべきなのか。難しい問題だからこそ社会的に議論を始める必要がある。

家裁の少年審判は非公開手続だから、関係者以外はいつどのような審判手続が行われたか、どのような記録があるのかが皆目わからない。そのような記録の保存について関係者以外の者(弁護士、弁護士会も)はどのようにしてコミットできるのか。

東京家裁の保存基準*7は、東京地裁の判断基準*8と同様、裁判所の判断や訴訟手続、世相などに着眼したものになっていて、社会的に目立たない、審判書に反映し切れない事実が書かれている訴訟記録の史料価値に着眼するものになっていない。それでいいのか。

訴訟の過程を将来だれかが振り返ることの歴史的意義を考えるという課題が、いまの日本社会に暮らす全員に突き付けられている。

* 5 : 井垣康弘『少年裁判官ノオト』(日本評論社) 60頁

* 6 : 『絶歌～神戸連続児童殺傷事件』(太田出版) 2015年

* 7 : 東京家裁ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/about/tokubetsuhozon/index.html>

* 8 : 東京地裁ウェブサイト https://www.courts.go.jp/tokyo/about/vcmsFolder_1349/vcms_1349.html



第21回 天皇制に反対すると尾行される?!

—警視庁に警告—

人権擁護委員会委員 藤川 元 (35期)

1 はじめに

申立人X氏が天皇制に批判的な表現行為をしたことをきっかけとして警視庁の警察官数名が6ヶ月間にわたり、X氏を断続的に尾行し、X氏の表現の自由、思想・良心の自由、プライバシー権を侵害する事件が発生した。

2 事実

(1) X氏について

X氏は、都内〇〇市に妻子とともに在住する者であり、日本に天皇制があることに反対する旨の意見をもっていた。

(2) 本件尾行行為等に先立って、次の事実があった。

2013(平成25)年10月、X氏は国民体育大会が開催された会場から天皇后夫妻(当時。現在の上皇、上皇后)が車で帰路につく際、その沿道で、1人、平穏な態様で「もう来るな 〇〇市民」とマジックで書いた横断幕を掲げた(以下、「本件抗議活動」という)。

本件抗議活動は、天皇制に批判的な考えをもつX氏が自由な表現行為として行ったものであり、天皇后の帰途や警備活動を妨げるものではなかった。

ところが、X氏は、私服刑事に両腕を掴まれて待機を命じられ、取り囲まれ、その場に拘束されたほか、質問を浴びせられたり、非難等をされたりした。そして、ようやく20分以上のち解放された。

(3) 本件尾行行為等

① 本件抗議活動の後、警視庁所属の警察官ら少なくともAを中心とした5名は、職務活動として、2013(平成25)年10月11日から2014(平成26)年4月17日までの間、少なくとも21日にわたり1人又は数人によりX氏に対し尾行したり、つきまとうなどの行為をした。その態様は、遠くから

尾行・監視する場合もあれば、X氏が認識しうる形で申立人のすぐ近くに迫るなどして尾行・監視することもあった。また、X氏の行動を監視している旨告げたり、必要もないのにX氏の就業先をわざと訪ねたり、X氏やその家族である幼い娘の写真を撮影する等の行為を行った。

警視庁は、主として本件抗議活動への報復・いやがらせと、X氏に対し将来的に本件抗議活動のような反天皇制の表現活動をさせないために心理的圧迫を加えることを目的として公然とした尾行行為などをくり返し行ったと考えられる。

② Aらが警視庁の警察官であることが認定できたのは、Aが運転していた車両の原簿情報照会によって、その車両の所有者が警視庁、使用者が警視庁管内の警察署であることの裏付けがとれたことが大きい。

③ 警視庁は、当会からの事実照会に対し、事実上回答を拒否した。

(4) 当会は、本件尾行行為等がX氏の表現の自由などを侵害する重大な違法行為であると判断した。そこで、2023(令和5)年3月20日、警視庁に対し、人権侵害行為の重大性を十分に認識・反省した上で今後このような行為を行わないよう警告した。

3 警視庁が当会の警告を無視する場合に当会はどうすべきか

弁護士会は、警察による無法地帯、すなわち法の支配の空白地帯を許容してはならない。

そこで、当会として、警視庁に対して警告後にどのような改善策を講じたか照会をし、その回答いかんによっては会長声明を発するなどして警視庁に猛省を促すべきであり、こうした事実を社会に明らかにして警察改革の一端を担うべきである。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第19回 大正デモクラシー(人権擁護活動)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 大木 健輔 (68期)

1 大正デモクラシー時代の人権擁護活動

大正デモクラシーの時代には、藩閥政治に対抗する護憲運動やロシア革命によって刺激を受けた社会主義運動、そして普通選挙運動が勢いを得ましたが、政府の弾圧も厳しく、群衆の衝突において警官が抜刀し刃傷に及んだり、刑事事件の被告人が取調べのため数夜検事局に拘置されたりするなど人権侵害事案が多発し、弁護士(会)による人権擁護活動も盛んになりました。

刑事略式手続法が大正2年4月に発布されたのに際し、「我邦人権発展史上の一大墮落のみならず、憲法上の保障を痿痺せしむる一大罪因と言はざるを得ず」と強い批判があり、当時の裁判所についても、「今の刑事審判の手続は、その大多数に於て、人権入る可からずの立札あるに似たり」と批判されました。

また、当時の世情を背景として、日本弁護士協会は、大正3年4月3日、上野精養軒で開催した臨時大会において、「日本弁護士協会ハ帝国憲法ニ因リ保障セラレタル臣民ノ権利ヲ重シ夙ニ人権問題ヲ提唱シ司法機関ノ運用ニ関シ屢政府ニ警告スル所アリ政府亦刷新ヲ図ルヘキコトヲ声明シタリ日本弁護士協会ハ奮励協力以テ其実績ヲ挙ケンコトヲ期ス」と決議し、また、同年6月24日、尾崎行雄司法大臣に対し、人権侵害が問題となった複数の事件について回答を求める覚書を提出しました。

2 様々な人権侵害事案への対応

協会は、米騒動、疑獄事件、労働争議、小作争議といった様々な事件に際して発生した人権侵害行為に対しても具体的な行動を起こしました。いくつか例を挙げてみます。

① 大正7年7月に富山を皮切りに全国で発生した米騒動では、各地で警官と衝突したほか、軍隊の出動

が延べ9万2000人、騒動参加者の7776名が起訴され、全国の弁護士が奉仕の弁護活動をしました。協会は、その騒動の原因等につき調査し、「騒擾ニ関スル司法権行使ハ其ノ措置ヲ誤ラサランコトヲ警告ス」と決議しました。

② 同年の京都での疑獄事件(いわゆる京都豚箱事件)は、京都府知事ほか40名もの多数の人々が検挙された事件ですが、その取調べが異常に過酷であったことを問題視し、協会は、独自に調査を行った上、長時間にわたる取調べ、自白強要があったことを認定し、大正9年、司法大臣原敬宛に、「相当ノ処分」を要求しました。その結果、担当検事らは、左遷・けん責処分に付されました。京都地裁の公判では、原嘉道、花井卓蔵ら著名な弁護士が活躍しました。

③ 大正10年6月末から8月初旬にかけて行われた神戸の三菱・川崎両造船所を中心とした労働争議においては、警察、陸軍等による武力が行使され、被告人100名を超える大事件となりましたが、協会は、現地での調査報告をもとに、11月18日、「神戸ニ於ケル労働争議ノ際警察官吏ガ抜剣シテ労働者ヲ殺傷シ人権ヲ蹂躪シタル事実アルニ拘ハラス当局官憲カ未ダ相当ノ手続ヲ為サザルハ怠慢ナリト認ム」と決議しました。

④ 大正12年頃の香川の小作争議(伏石事件)においては、窃盗罪に問われた農民に対し苛烈な取り調べが行われ、自殺者も出たことが問題となり、協会は、理事を現地に派遣し事実関係を調査の上、大正14年7月6日、人権を無視した取り調べがあったにも拘わらず当局責任者が責任を問われないことを問題視し、司法大臣小川平吉の不信任を決議しました。また、多数の弁護士が小作人のために東奔西走したとのこと

経験者に聞く 弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

第2回

任官9年目を迎えての雑感

東京地方裁判所 判事 大塚 博喜 (57期)

1 経歴等

私は、2004年10月に東弁に登録し、東弁の公設事務所である北千住パブリック法律事務所での弁護士としての活動を開始しました。その後、2007年2月に、静岡県弁護士会に登録換えをして、法テラス静岡法律事務所でのスタッフ弁護士として勤務し、2010年3月に、再び北千住パブリック法律事務所に戻った後、2015年4月に裁判官に任官しました。

任官後は、東京高等裁判所民事部に配属となりましたが、2018年4月に盛岡地方・家庭裁判所へと異動となった後（同年8月からは同宮古支部兼務）、2021年4月から東京地方裁判所民事部（調停・借地非訟・建築部）において勤務しております。

以上のとおり、私は、弁護士として約10年間活動した後に任官したのですが、既に任官9年目となっており、時の流れの速さを感じているところです。

2 任官のきっかけ

私は、修習生の頃から、裁判官の仕事に興味はあったのですが、刑事弁護に携わりたいとの思いが強かったこと、仮に裁判官になるとしても、社会人経験のない自分がそのままの状態での任官するよりも、市民に近いところで弁護士として活動した後に任官する方が、社会的にも意義があるのではないかなどと考え、刑事対応型の公設事務所での勤務することとしました。そして、弁護士登録後10年目という節目において、改めて判断者である裁判官の仕事に携わってみたいとの思いもあり、任官に応募することを決断したのです。任官までの道のりは、訴訟の相手方も含め関係者に幅広く情報提供の求めがされた

り、複数回の面接を経る必要があったりなどと険しいものでしたし、その期間中に、元依頼者から懲戒請求がされるなど、紆余曲折がありましたが、多くの方々のご協力とご支援を得ながら、何とか任官することができました。

3 裁判官としての執務状況

(1) 上記のとおり、私の裁判官人生は、東京高裁民事部で始まりました。弁護士時代において、東京高裁という部署はあまりいい思い出のないところでしたし、事前の研修などもほとんどなく、いきなり現場に放り込まれる形となったため、当初は、どうなることか不安でしたが、裁判長や陪席裁判官のご配慮のおかげで、何とか職務を全うすることができたと思います。高裁の勤務で感じたのは、合議の楽しさでした。高裁では、それまで経験したことのない類型も含め多種多様な事件を担当することになりましたが、記録を検討し、文献等に当たった上で、当該事件についてどのような判断をするのが適正・妥当かといった点について、経験豊富な合議体の他の裁判官と真剣に議論することは、知的な刺激に満ちており、とても楽しい時間でした。他方で、高裁においては、判決を書く機会が多く、修習生以来となる判決起家に、四苦八苦したことは事実です。ほとんど原型を残していない起家が裁判長から戻ってきたときには、くじけそうな気持ちになったこともありますが、法曹としてのキャリアが40年近いベテランの法律家に徹底的に添削してもらえると、得難い機会を与えられたものとして、大変感謝しています。

(2) 盛岡においては、初めての単独事件を経験することになりましたが、一審の審理・判断が既になされている控訴審とは異なり、判決に向けて、一から事件を整理していくことの難しさを感じました。また、宮古支部においては、民事事件だけでなく、刑事・家事・少年といった事件も幅広く担当することになりました。弁護士時代には刑事事件を担当することが多かったため、久々に刑事事件に触れることができたのはうれしいことでしたが、立場が異なることによる難しさや自ら被告人に判決を言い渡すという責任の重さも感じるようになりました。

(3) 現在は、東京地裁の調停・借地非訟・建築部に所属しており、弁護士時代にはほとんど担当することがなかった建築事件を多く担当していますが、建築の専門家である専門委員・調停委員のお力をお借りしながら、何とか事件処理に当たっているところです。また、借地非訟事件という、正直これまでその存在すら認識していなかった事件も複数担当することになり、改めて、いろいろな種類の事件があるのだなとしみじみと感じているところです。さらに、2023年4月からは、民法改正により導入された共有に関する非訟事件や土地等の管理に関する非訟事件といった新しい種類の事件も担当することとなり、法律の解説書等を片手に、申立書等のひな型を作成したり、事件の処理方針について検討したりなどと、新制度への対応に悩む日々を送っています。

4 任官という選択について

弁護士として仕事をする際には、自分の意思で事件を受任することが多いと思います。これに対し、裁判官は、自分で担当する事件を選べず、その事件が

現在の自分の力量で対応することが難しいと感じられるとしても、原則として、その役割を放棄することはできません。この点は、つらいところでもありますが、反面、法律家として鍛えられることにもなりますし、そういった経験を通じて、強制的に興味関心の幅が広げられることにもなります。そして、実際に担当することとなった事件については、依頼者の意向等を気にすることなく、「正しい」結論をひたすらに追求することができます。このような点に面白みを感じるとすれば、裁判官の仕事はとてもやりがいのある楽しいものではないかと思います。これまでのところ、私も、異動先ごとに異なる種類の事件を担当することになっており、大変ながらも、エキサイティングな日々を送っております。

現在、裁判所では、司法のデジタル化をきっかけとして、審理運営改善に関する議論が活発になされています。今任官すれば、代理人として訴訟手続の利用者であった経験を踏まえ、そういった改革の最前線で活躍することができるかもしれません。この意味では、弁護士任官に興味を持っている方にとって、今は、任官応募に踏み切る良い時期ともいえるのではないのでしょうか。

最後になりますが、最近話題の生成AIに、弁護士にとって任官することの利点は何かと聞いてみたところ、指摘された項目の一つに、「人生の転機：弁護士から裁判官になることは、人生の転機とすることがあります」とありました。他の回答には、ピンとこないものもありましたが、この職業選択が、人生の転機になること自体は間違いのないと思います。現状に何となく物足りなさを感じており、人生の転機を迎えたいと考えているアナタ！任官を検討してみませんか？

消費者問題の最前線

第8回 破産者の個人情報のインターネット上での公開について

消費者問題特別委員会委員 山川 幸生 (63期)

1 はじめに

近年、破産手続開始決定や再生手続開始決定を受けた個人の住所・氏名を公開するインターネットサイト（いわゆる「破産者マップ」）が出現している。個人情報保護委員会が個人情報保護法違反の罪で告発を行う事態となっている。

これは、破産手続開始決定等を債権者等に告知する破産法等の官報公告の制度を悪用したものだ。当該サイトで公開されている情報は、債権者等の利害関係人以外の者にとっては不必要であり、破産者のプライバシーを侵害する。しかも、破産手続の終了後も、インターネット上に掲載され続けるので、破産者にとっては永続的な負の烙印になりかねず、破産手続をためらう理由にもなっている。

最初の「破産者マップ」は2019（令和元）年に確認され、2020（令和2）年7月に個人情報保護委員会が2つのサイトに停止命令を出し、サイトは閉鎖されたようにみえた。しかし、2022（令和4）年に「新・破産者マップ」という類似サイトが出現し、現在も活動を続けている。

2 「新・破産者マップ」サイト

(1) サイトの実態

現在確認できる「新・破産者マップ」のサイトでは、Google Mapを利用したと思われる地図上に破産者の所在が「ピン」で表示され、そのピンをクリックすると、破産手続開始決定の日と思われる年月日表示の日付と破産者と思われる者の住所・氏名が表示される仕組みとなっている。

当該サイトの説明文には、「官報掲載の破産者情報を記載しています。現在は負荷対策のため年別表示になっております。掲載されている情報は随時追加・更新されます。」とある。また、「このウェブサイトの

運営は海外で行われており、現地の法律が適用されず。基本的な問合せは受け付けておりません。」としている。

「年別表示」をみると、2009（平成21）年以降の破産者情報が掲載されていることになっているようで、2023（令和5）年になってからも更新が続いている。官報を読み込んで、掲載しているものと思われる。

ピンをクリックした際には、氏名のすぐ下に「削除申請はこちら」との表示が出て、これをクリックすると、「削除申請」のサイトに移る。ピンと掲載された情報の両方とも削除するためには、「12万円」の支払いを要求される。支払いはビットコインで行うよう求められる。

(2) 法的評価

破産をした者として氏名・住所等が掲載された「個人に対する人格的・財産的差別が誘発されるおそれがあることは十分に予見できる」（個人情報保護委員会の令和5年1月11日付け「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく対応について」）。地図上にピンで所在がわかるように表示されており、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されていることから、個人情報保護法第19条に違反する」（同）。

「上記の方法により個人情報が利用されているにもかかわらず、当該個人情報の取得後速やかにその利用目的が本人に通知され又は公表されていないことから、個人情報保護法第21条第1項に違反する」（同）。

「インターネット上において個人データが不特定多数の者から閲覧可能な状態に置かれており、もって、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データが第三者に提供されていることから、個人情報保護法第27条第1項に違反する」（同）。

このほか、サイト運営者に対しては、破産者のプラ

プライバシー侵害を理由とする不法行為による損害賠償請求、人格権に基づく差止請求も可能であると考えられる。

(3) 個人情報保護委員会の対応

個人情報保護委員会は、2023（令和5）年1月11日、破産者情報を公表しているサイトについて、個人情報保護委員会の停止命令違反の罪（個人情報保護法173条）及び報告徴収違反の罪（同法177条1号）で、告発を行った。前提となる勧告、停止命令については、サーバーが海外にあるとみられ、サイト運営者が不明であるため、公示送達によった。

3 日弁連の対応と現在進行中の「官報電子化」問題

(1) 日弁連の意見書等

日弁連は、2020（令和2）年7月16日付けで「公告された破産者情報を含む『本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと』に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」を提出。無料インターネット版官報について、破産者情報等の自動取得を防止する技術的措置を講ずることなどを求めた。

さらに、「新・破産者マップ」の出現を受けて、日弁連は、2022（令和4）年8月25日付けで「破産者情報を拡散するウェブサイトによる個人の権利利益の侵害を防ぐため、抜本的な対策をとることを国に求める会長声明」を発出した。

(2) 官報電子化問題

内閣府は、官報の電子化（全面的なインターネット化）に関する新法の検討を開始し、2023（令和5）年3月から開催している官報電子化検討会議で取りまとめを行う予定である。同年7月12日の検討会議で示さ

れた「官報電子化の基本的考え方（案）」では、特定の名宛人を対象とする処分等（当然、破産手続開始決定等はこれに含まれる）に関するものについては、「永続的にインターネットにより公衆の閲覧に供し続けることは、プライバシーへの配慮の観点から望ましくない場合もあり得る」とし、「全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的なものとすることは、慎重な検討を要すると考えられる。」「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である。」としている。しかし、具体的にどのような規制がなされるかは不透明な部分がある。

官報電子化の動きを受けて、日弁連は、2023（令和5）年6月19日付けで「官報の電子化に当たって破産公告などセンシティブ情報への一定の配慮を求める会長声明」を発出し、破産公告等について、閲覧・頒布期間を一定の期間に制限する、第三者提供の罰則を定める等の対応を求めている。

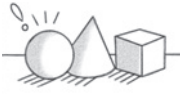
「官報電子化の基本的考え方（案）」については、2023（令和5）年7月に意見公募が実施された。破産公告が悪用されないように、検索・テキスト抽出を防止する等の技術の採用に加え、実効的な規制を求める意見が重視されるよう注視する必要がある。

4 まとめ

こうした問題サイトを野放しにすることは、いったん破産等をした者の平穏な生活を脅かしかねず、破産者等の立ち直りを阻害することにつながる。破産者等の「経済生活の再生の機会の確保」（破産法1条）を図る個人破産や個人再生の制度を根幹から揺るがしかねない。

問題を解決するには、債権者に対する情報提供と破産者等のプライバシーの保護が両立しうるよう、倒産法における公告制度を抜本的に改善することが求められているものと考えられる。

役立つ！ 会務活動



vol.9

犯罪被害者のためにできること

会員 早田 智紀 (70期)

私が所属している犯罪被害者支援委員会は、個別の被害者（そのご遺族を含みます）の支援から被害者を取りまく社会問題の検討まで被害者の支援を目的とした活動を幅広く行っています。今回は、なかでも私が非常に有意義だと思っている活動として、当会が一弁と二弁の委員会と共同で運用している個別の被害者に対する支援制度をご紹介します。

この制度は、重大犯罪の被害者など弁護士による法律相談を早期に行う必要性が認められる方からの要請がある場合、警視庁や検察庁を介して申込をしてもらい、弁護士の支援を希望する被害者に対し速やかに弁護士による法律相談を提供するというものです。被害者の希望があれば弁護士が代理人として活動します。被害者は経験豊富な弁護士と早期に繋がることができるので、非常に有意義な制度だと思います。また、当委員会では経験豊富な会員と経験が浅い若手会員の2名で対応しています。若手会員にとっては経験豊富な先輩方と一緒に対応するので経験が浅くても安心して活動できます。

私は当委員会に所属して6年目になりますが、この

制度を通じて多数の被害者の代理人として活動を行ってきました。その活動を通じて思うことはいろいろありますが、弁護士が被害者のためにできることについて、法的な支援はもちろん被害者に余計な負担をかけない、味方として寄り添い安心してもらうといったことも重要だと思っています。写真は、小さいお子さんが被害者の事案で、被害者と一緒に折り紙を作って遊んだときにもらったものです。これも被害者のためにできることの一つだと思います。



当委員会は、犯罪被害者のために幅広く活動ができるやりがいのある委員会です。犯罪被害者の支援に興味がある方は是非、当委員会への参加をご検討ください。



こちらから読んでね

LIBRAの由来



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

32期(1978/昭和53年)

懐かしく充実していた あの頃の2年の修習



会員 田島 純蔵 (32期)

- 1 私は、昭和52年10月に旧司法試験に合格し、昭和53年4月から55年3月までの2年間、修習を受けた。司法研修所は、現在の和光ではなく、文京区の湯島にあり、旧岩崎邸の敷地に4階建の建物が建てられており、北側に旧岩崎邸の洋館、その前が庭となっていた。ここで、前期の4か月を過ごした後、全国の各地の地方裁判所を中心とした実務修習地に配属され、4か月ごとに、検察、刑事裁判、民事裁判、弁護の実務修習を受けた。この実務修習が終わると前記司法研修所に戻り、後期修習の4か月を過ごした。後期修習の最後には2回試験があり、合格すると実務家になることができた。
- 2 このころの司法試験は、今より難関で、合格率は約1.5%ほどで、受験者約2万9000人に対し合格者は460人ほどであった。合格者の平均年齢は、20代後半であり、受かるまで苦節10年とか言われた。修習生となると、全国から湯島の司法研修所に集められたが、長かった受験勉強から解放され、自由な雰囲気の中で修習が行われた。隣の岩崎邸の庭でサッカーに興じる修習生も多かった。修習が終わると湯島近辺の飲食店や雀荘に消えた。当時は麻雀の盛んなところで、多くの修習生が麻雀をやっていた。また、当時は禁煙の風習が全くない時代だったので、休み時間などは、みな廊下で喫煙し、また、司法書士をやっている修習生は、修習期間の2年は長いなどといった。
- 3 当時の司法試験は、憲法、民法、刑法が必修科目で、現在では民事訴訟法と刑事訴訟法は両者が必修だが、当時は、民事訴訟法と刑事訴訟法はどちらかの選択であった。このような中で、なかには、民法は全て学び尽くした、もう学ぶことはないとして司法研修所に入

ると、それまで学んだことのない要件事実の大海原が待っていた、という者もいた。大学での民法の先生の中には、私は市民社会のルールを教えている、例えば過失により損害を与えれば損害賠償責任を負うことを教えれば十分で、どちらが過失の証明責任を負うかなどは、実務家になる段階で学ばよいななどとされた。事案を検討し、訴訟物が何であり、その請求原因事実は何か、否認か抗弁か、などの教育は研修所で初めて受けたのである。相続による所有権取得の「のみ説」と「非のみ説」、消費貸借契約の「期間を定めずに」「貸し渡した。」といったことは研修所に入って初めて学んだ。ただ、当時は、要件事実が書かれた本は少なく、司法研修所刊行「要件事実第一巻」のほかは、「民事法ノート」くらいしかなかった。当時は、要約式の判決ではなかったので、判例集の判決の事実の記載を参考に学んだものである。また、当時の大学における民事訴訟法の講義も、新訴訟物理論が声高に語られ、既判力本質論や与効的、取効的訴訟行為論、客観的証明責任論など、抽象的・概念的であり、実務教育とは大きく隔たるものであった。私は、司法試験では民事訴訟法をとったが、刑事裁判等も、実務修習を終え研修所に帰って来る頃には、起訴状の起案や判決起案等も一応できるようになっていた。

- 4 私は、東京修習だったが、当時は弁護士は今ほど多くなく、弁護修習では、事件の修習だけでなく、夜の飲食の修習も充実していた。私どもだけかもしれないが、良い時代であった。後期の刑事裁判の起案の結果について、佐野真一検察教官から、「刑裁の起案で一人だけ無罪判決を書いた者がいる。任官希望なので名前は言わない。なあ、田島君」といわれたことがある。しかし、無事に修習を終了して任官でき、初任は刑事であった。

75 75期リレーエッセイ

不惑の脱サラ新人

会員 中山 貴公



1 はじめに

弁護士になって2週間位した頃（本年1月下旬）に所属事務所の所長に連れられ会派の新歓で鯨飲馬食を楽しんでいましたら、縁もたけなわの頃合いに所長と共に雛壇に上げられ自己紹介を求められ、所長の合いの手に乗せられる感じでホイホイ適当にうそぶいて降壇しましたら、居合わせた本誌編集長に呼び止められ、右も左も訳も分からぬまま本稿の執筆をお受けすることになってしまいました（笑）。

2 自己紹介

お受けしたものの、後になって、本誌は錚々たる方々が投稿されている由緒正しい機関誌と知り全くたじろぐばかりの次第ですが、皆様はじめまして。75期の新人弁護士の中山貴公（なかやまきこう）と申します。そのような本誌への投稿に耐えられるような人物では毛頭ございませんが、一応自己紹介をしますと、新人弁護士ではございますものの秋田での修習中に不惑を迎えた中年の脱サラです。司法修習に入る直前の一昨年（2021年）11月まで、約12年間、どこにでもいそうな、ごく普通のサラリーマンをしておりました。勤めていたのは、塗料メーカー（7年弱）、通信会社グループ（5年強）でして、その間はずっと管理系職種で、経験順に内部統制（約3年半）、海外事業企画（約3年半）、国際税務（5年強）をしておりました。

3 脱サラして弁護士になろうと思ったきっかけ

私にとって前職の仕事は、（ときに当人の能力・資質を凌駕し圧倒され苦慮に達したことも多々ではあり

ましたが、）遣り甲斐に溢れ、仲間にも大変恵まれたものであったと今でも思います。修習に行くために退職する前の何年間かは、折しも、担当していた国際税務の世界は、OECD・G20が「100年に1度」とも呼ぶ大変革期に当たっていて、その意味で、担当業務は、てんやわんやの大盛況でした。もし弁護士になっていなかったら今頃は、そちらの業務でひっちゃかめっちゃかに忙殺・翻弄されていたろうと思います。

それでは、なぜ脱サラして弁護士になったのか？、とよく聞かれたりします。よく聞かれはするのですが、その度に上手く答えられずに困ることが多いです（笑）。浅学非才もしいところとの自覚十分の私が働きながらカンタンではない司法試験に挑んでいた当時の心境は、今、本人が振り返っても、全くもって度し難いと言いかいようがありません（笑）。ただ、自分でも上手く形容し難い心象風景みたいなものにピタッとシンクロして、私などでは到底表現できないほどにビビッドで的確に描写した映画を最近鑑賞しました。それは『妖怪の孫』（監督：内山雄人、企画プロデューサー：古賀茂明）という映画です。

4 弁護士になっての日々の所感

編集長にお声掛け頂いたあの日から執筆当時の今（2023年6月14日）でもう4か月半が経つとは早いです。サラリーマン時代とは何から何までガラリと変わり、それを書き出したら指定字数の10倍位は優に書けそうです。ただ、残念ながら、要領を得ない散文の筆致でもう指定字数が尽きました（笑）。ここで失礼するのをご容赦下さい。

ただ、今現時点の日々の所感についても最後に一言。この仕事に就けて心から良かった！

『機界戦隊ゼンカイジャー VS キラメイジャー VS センパイジャー』

2022年／日本／山口恭平 監督作品

大人になってからこそ得られる 特撮映画の魅力

会員 櫻井 康憲 (69期)



機界戦隊ゼンカイジャー
VS キラメイジャー VS セン
パイジャー
Blu-ray & DVD 発売中
Blu-ray: 6,050円(税込)
DVD: 4,950円(税込)
販売: 東映
発売: 東映ビデオ

「シン・ウルトラマン」や「シン・仮面ライダー」など、大人向けに制作された特撮映画が話題となったことは記憶に新しいですが、こういった意図して大人に向けて制作されたものを除くと、多くの方は小学校高学年になる頃には特撮を子ども向けのものだと判断して「卒業」してしまっているのではないのでしょうか。

かくいう私もいつからか特撮を見る機会がなくなっていたのですが、息子が生まれたことをきっかけに2年ほど前から改めて戦隊シリーズを見始めました。そんな中で出会ったのがこの作品「機界戦隊ゼンカイジャー VS キラメイジャー VS センパイジャー」でした。

戦隊シリーズは、毎年シリーズ放映終了直後の作品と更に1つ前の作品とのコラボ映画が恒例で制作されており、この作品もその一つです。

キラメイジャーは正統派のヒーローといった感じなのですが、戦隊45周年を飾るゼンカイジャーの方はかなり異質で、主人公のカラーは白、さらに主人公以外は過去の戦隊をモチーフにしたロボット達というトンデモ構成です。通常放送のノリも他の戦隊とは一線を画し、子どもには分からないギャグの連発、過去のすべての戦隊に変身できる特殊能力ありとあらゆる面でハチャメチャなものでした。他の作品で例えるなら、マーベルでいうところのアイアンマンなど正統派系統のキラメイジャー、気軽に第四の壁を突破するなどやりたい放題なデッドプールがゼンカイジャーといったようなイメージでしょうか。

さて、そんな2つの戦隊が共演を果たした映画のストーリーは、4つ揃うと何でも願いが叶う秘宝「カナエマストーン」が盗まれてしまったため、それを取り戻す

というシンプルなものですが、その過程で上述の「ゼンカイ節」がゼンカイ。ヴィランの「焼肉ワールド」が作った焼肉屋の世界(?)で味方同士のキラメイジャーとゼンカイジャーが焼肉食べ比べ勝負を始めたり、食べきれなくなると歴代戦隊を呼んで焼肉を食べてもらったり、最後の戦闘では過去の戦隊レッド(センパイジャー)が集合して一緒に戦ってくれたりと何でもありのお祭り展開で、最後まで飽きることなく鑑賞できます。

なお、映画の内容から離れますが、ゼンカイジャーの人間1人口ロボット4体という特異な構成はコロナ対策の側面もあったようで、放映当初はそれで戦隊としての魅力が保てるのかという疑問も呈されていました。結果的には、新人が起用されることの多い他の戦隊とは異なり経験豊富な声優陣によりゼンカイジャー独自のノリにマッチする柔軟なアドリブが多数生まれて物語の面白さに拍車をかけ、人気のシリーズとなりました。子ども時代には知る由もない点ですが、同じようなシリーズを同じようにならないように常に技術を磨き新たなチャレンジを続け逆境すらも味方にする、撮影の裏側にもそんなヒーロー達がいる、彼らからも多くの学びを得られるというのが、大人が特撮を見るからこそ得られる魅力の一つなのかもしれません。

なお、この映画はキラメイジャーについてそこまで理解している必要はありませんが、ゼンカイジャーを見てノリを知っていないと面食らう部分があります。この機会にみなさん東映特撮ファンクラブ(TTFC)に加入して特撮の世界にどっぷり漬かってみませんか?そして私とは是非語り会いましょう。この記事で少しでも同志が増えることを期待しております。



ワールドカップ観戦の魅力

会員 石黒 清子 (43期)

兄の影響でサッカーが好きになった。はじめは、高校サッカーをテレビで楽しむだけだったが、1993年にJリーグが開幕、翌年、当時、私の実家近くにあったジュビロ磐田のJリーグ加盟を機に私のサッカー愛に火がついた。今期、残念ながら、ジュビロ磐田は、J2に落ちてしまったが、私の大好きな遠藤保仁選手が所属していることもあり、今も応援を続けている。

しかし、私の最大の楽しみは、どこか一つのチームではなく、日本代表の試合を観戦すること、中でも4年に1回開催されるワールドカップ日本代表戦の観戦旅行にある。2002年の日本・韓国共同開催の際はチケットを入手できずスタジアムで試合を見ることはできなかったが、2006年のドイツ大会、2014年のブラジル大会、2018年のロシア大会、そして昨年2022年のカタール大会には、友人とともに現地スタジアムを訪れた。

昨年カタール大会は、コロナがまだ収束しきっておらず、ロシアのウクライナ侵攻も続いている最中であつたこと、スタジアムやインフラ整備のための出稼ぎ外国人労働者の人権問題等によりワールドカップ開催には厳しい批判も出ていたこと等から、観戦旅行に出かけること自体に躊躇もあつた。それでも、4年間、楽しみにしてきた思い入れもあり、意を決して出かけることにした。

ワールドカップ観戦旅行の魅力は、世界有数の名選手のすばらしいプレーを直に、そして俯瞰的に見られること、観戦のために普通の観光旅行では決して訪れないようなスタジアムのある中小の街を訪問すること、時を同じくして世界中からやってくるサッカーを愛する人々とサッカーという共通言語の下、交流し親睦を深めることができること等にある。日本代表のユニフォームを着た私たちを見つけると、至る所で、国籍・人種を問わず、多くの人々が、「日本大好き」、「日本に行き



ハリファ国際スタジアム（カタール）日本対スペイン戦

たい」等々と気軽に声をかけ、日本が敗北すれば「残念だったね。次は勝つよ」等と言って私たちに励まし、勝利すれば「日本強いね。すごい」等と言って一緒に喜んでくれる。日本が世界中から愛されていることを実感する嬉しい瞬間である。

日本国内では、日の丸掲揚や君が代斉唱が憲法問題として訴訟で争われたりもするが、言葉も通じず、右も左もわからない海外に出て不安を感じている時、日の丸を目にした時、君が代を耳にした時、なぜかホッと安心して安んずるのも事実である。また、ワールドカップのスタジアムにおいて、日の丸をつけて戦う日本代表選手を見ると、同胞として胸が熱くなり自然に応援の声を張り上げ、負ければともに涙し、勝てばともに歓喜し日本人としての誇りを感じる。

同時に、こうした経験をするにより、同じ思いをしているであろう他人や他国に対する思いやりや敬意の気持ちも育まれているように思う。

今年は、バスケットボールワールドカップがフィリピン・インドネシア・日本で8月25日から、ラグビーワールドカップがフランスのバリで9月8日から開催される予定である。ぜひ、皆さんも現地を訪れ、テレビ観戦ではできない国際親善を行ってみてはどうだろうか。そこでは、難しい言葉なんて必要ないとわかるはず。

改めて少年事件の違法な実名報道に強く抗議し、少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社（以下「同社」という。）は、「週刊新潮」2023年6月29日号において、本年6月14日に岐阜市の陸上自衛隊射撃場で発生した自動小銃による殺傷事件（以下「本事件」という。）に関し、被疑者とされた18歳の少年の実名及び顔写真を掲載した（以下「本件記事」という。）。

少年法は、その第1条において「少年の健全な育成」、すなわち少年の成長発達権の保障の理念を掲げており、同法第61条は、本件記事のような、少年のときに犯した罪について氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事又は写真の掲載（いわゆる推知報道）がなされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれが強いことから、事件の区別なくこれを一律に禁止している。

インターネットが普及した昨今の状況を踏まえれば、ひとたび少年の氏名や容ぼうが公表されれば情報が拡散されて回収不能となり、それが少年の更生や社会復帰の妨げとなることは明らかである。

なお、2021年の少年法改正（以下「改正法」という。）により、2022年4月1日より、18歳及び19歳のときに罪を犯した場合の推知報道禁止が一部解除されるに至ったが、あくまでも家庭裁判所が検察官送致決定を行った場合において、検察官が公判請求をした後に限られている（改正法第68条）。

本件記事は、逮捕から間もない段階で実名及び顔写真を掲載しているものであって、仮に、本事件が改正法第68条の要件を将来的に充足する可能性があるとしても、本事件は未だ捜査段階にあるため違法であることは明らかであり、到底容認できない。

改正少年法の附帯決議においても、「いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」として、特定少年であっても推知報道が少年の更生と社会復帰を阻害することへの懸念が示されており、全ての報道機関は、今一度、かかる附帯決議を想起すべきである。

同社は、2021年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載しており、当会や日本弁護士連合会はその際も抗議声明を出し、少年法第61条の遵守を求めた。

当会は、株式会社新潮社に対し、同社が少年法に反する違法行為を繰り返し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害する行為を断行することに改めて抗議し、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを強く求めるものである。

2023(令和5)年6月26日
東京弁護士会会長 松田 純一

トランスジェンダー当事者である弁護士に対する脅迫行為を非難し、改めて、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止の実効的な法制度の確立を求める会長声明

本年6月3日から同月5日にかけて、自らトランスジェンダーであることを公表し、セクシュアル・マイノリティ当事者の権利擁護活動にも積極的に関わってきた弁護士が代表を務める弁護士事務所のホームページに、当該弁護士の性自認に関する差別用語を使用した殺害予告等のメッセージが断続的に送られるという事件が発生した。

これは、当該弁護士に対する脅迫であるほか、当該弁護士の業務を妨害する行為であり、当会として到底見過ごすことができない。それにとどまらず、本件は、トランスジェンダーという属性に着目した差別的な動機に基づく犯罪（ヘイトクライム）というべきものであり、直接の被害者に対する加害だけに止まらず、被害者と同一の属性を有している全ての者に対し「次は自分が標的となるのではないか」という恐怖心を与える点で、断じて許すことができない。

当会は、本件の脅迫行為を強く非難するとともに、トランスジェンダー当事者を含む全てのセクシュアル・マイノリティの人々が差別されず生きることができる社会を実現すべく、活動を継続してゆく所存であることを、ここに表明する。

なお、当会は、本年3月29日に発出した会長声明において、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記することを求めてきたところ、同年6月16日に成立し同月23

日に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」においては、基本理念として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に」との文言が規定されたものの、同法は、理念法に留まり、現に生じているセクシュアル・マイノリティに対する差別の解消に不十分なものである。また、セクシュアル・マイノリティの理解増進のための法律でありながら、啓発等は努力義務である上、立法過程において「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」との条項が追加された経緯などから、マジョリティによる不安の声を理由にマイノリティの人権保障のための施策を実施しなくてよいかのような誤解を与えかねず、既に取り組みを進めている地方自治体や教育現場への実質的な委縮効果も懸念される。

今回の事件をも踏まえ、当会は、あらためて、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止の実効的な法制度の確立を求める。

2023(令和5)年6月28日
東京弁護士会会長 松田 純一

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

長引くコロナ禍の影響、ロシアのウクライナ侵攻などによって生じたエネルギーや日用品等の価格高騰で、国民とりわけ低所得者は、多大な影響を受け、都内で食料配布を行っている民間団体によれば、リーマンショック時を上回る人数の行列ができてきているとのことである。

東京都の最低賃金は、現時給1072円である。この賃金で1日8時間、月22日間フルタイムで働いても月収18万8672円であり、年収は226万4064円に過ぎない。

総務省が2023年1月31日に発表した労働力調査によれば、2022年の役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.9%である。とりわけ女性では約53%が非正規の職員・従業員である。

非正規労働者の多くは、最低賃金をわずかに上回る賃金で生活しており、最低賃金を引き上げることは、非正規労働者の生活水準を引き上げることに繋がる。このような情勢であるか

らこそ、最低賃金の大幅な引き上げが何よりも求められている。

また、最低賃金引き上げのためには、中小企業や個人事業主への抜本的な支援が求められる。中小企業等に対しては、支援効果の小さい法人税や所得税の減税制度だけでなく、負担が重いとされる社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することなどの支援も検討されるべきである。

当会は、審議を行う中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び最低賃金を決定する東京労働局長に対し、物価高によって多大な影響を受けている労働者に健康で文化的な生活を保障するため最低賃金額を大幅に引き上げることを求めるとともに、政府に対し大幅な引き上げに対応した中小企業等への効果的な支援策の策定・実施を求めるものである。

2023(令和5)年7月3日

東京弁護士会会長 松田 純一

オンライン接見の法制度化を求める会長声明

1 現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会（以下「刑事IT化部会」という。）において、刑事手続における情報通信技術の活用について、多岐にわたる議論が行われている。その中で、弁護士と被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」（対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）による接見（以下「オンライン接見」という。）を刑事訴訟法第39条第1項の接見として位置付けることが議論されている。

2 憲法は、何人も「直ちに」弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されないと規定するとともに（第34条）、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる（第37条第3項）、弁護人の援助を受ける権利を保障している。

特に逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとって、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である（最判平成12年6月13日民集54巻5号1635頁）。

しかし、逮捕段階での公的弁護制度が保障されていない現在、被逮捕者の多くは、弁護士からの助言を受けられていない段階で、捜査機関から供述を迫られている。弁護士が留置施設・刑事施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ない状況がある場合には、そのことが「直ちに」弁護士からの助言を受けることの妨げとなる。また、公判準備及び公判の段階でも、勾留されている被告人は、弁護士が刑事施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ない場合には、接見の時間・回数を確保することの妨げとなり、大きな防御上の不利益を被ることになる。

こうした被疑者・被告人の不利益は、収容施設が弁護人

の法律事務所から遠く離れている場合に、特に深刻なものとなっている。東京においても、留置施設・刑事施設と弁護人の法律事務所の位置関係によっては、接見に片道1時間以上を要することが少なくなく、とりわけ、当会多摩支部の管轄区域の事件については、片道2時間以上をかけて遠方の留置施設まで接見に赴くことになることも多い。また当会会員が、東京都島嶼部の留置施設所在の被疑者・被告人の国選弁護人に選任された場合や、刑事上告審の国選弁護人に選任された場合には、片道数時間以上を要したり、往復には宿泊を要したりするような遠方の留置施設・刑事施設に接見に赴く必要が生じる。これらの場合、弁護士が接見の時間・回数を確保することが困難であるということ自体が、防御上の不利益につながりかねない。

また、憲法は、被告人に対し、迅速な裁判を受ける権利を保障しているところ（第37条）、弁護士が収容施設を訪問するために長時間を費やさざるを得ないことによって、接見の時間・回数を確保することが妨げられ、被告人との打ち合わせに時間を要することになるため、公判前整理手続、公判手続の遅延を招き、迅速な裁判の実現を妨げる事態が生じている。

3 このような不利益を解消するため、被疑者・被告人と弁護人等とのオンライン接見をできるようにすることは、弁護人の援助を受ける権利を実質的に保障し、迅速な裁判を実現するという観点から、きわめて重要な意味を持つ。

現在でも、アクセスポイント方式による電話連絡制度や電話による外部交通制度が運用されているが、これらは「立会人なくして接見」できるという秘密性が保障されていないという重大な問題がある。

オンライン接見は、「立会人なくして接見」することができるとしている刑事訴訟法第39条第1項に規定する接見交通権の行使に含まれるものであり、そのようなオンライン接見

会長声明

を新たに設けることが必要である。逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防止するについては、これを防ぐための必要な措置を規定することによって対処すべきである(刑事訴訟法第39条第2項)。

オンライン接見の新設・導入には、人的・物的基盤の整備が必要となるが、新たな設備の整備等に伴ってそのような必要が生じるのは、令状手続のオンライン化をはじめとする刑事手続のIT化全般に妥当することである。捜査機関の権限を拡充するためだけでなく、被疑者・被告人の権利保障を充実させるためにも、人的・物的基盤の整備が検討されてしかるべきである。刑事IT化部会では、取調べ、弁解録取、勾留質問等を全国一律・一斉にオンライン化することが具体的に検討されているが、そのようなことが実現可能である以上は、秘密性が保障されたオンライン接見を行うことができるような人的・物的基盤の整備を、少なくとも段階的に実施することも、十分、可能なはずである。

2015年に改定された「国連被拘禁者処遇最低基準規則」は、「国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件」(序則第2第1項)を示すものであるが、同規則においても、「被拘禁者は、適用される国内法にしたがい、あらゆる法律問題について、遅滞や妨害又は検閲なしに、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者による訪問を受け、連絡を取り、相談するための十分な機会、時間及び便益を提供されるものとする」(規則120第1項、規則61第1項)とされているように、弁護人の援助を受ける権利を

実質的に保障するための必要な設備を提供することは、国の責務である。当会においては、多摩支部・東京都島嶼部所在の留置施設、高等裁判所所在地の留置施設において秘密性が保障されたオンライン接見を実現するための人的・物的基盤の整備がなされることがきわめて重要な課題であるが、仮に長期間を要するとしても、それ以外の留置施設・刑事施設においても、秘密性が保障されたオンライン接見を実現するための人的・物的基盤の整備が進められなければならない。国がこの責務を果たすために、相当の長期間を要することが見込まれるのだとしても、そのことを理由として、秘密性が保障された権利としてのオンライン接見の実現を見送るべきであるなどという議論は本末転倒である。秘密性が保障された権利としてのオンライン接見の実現を前提として、そのための人的・物的基盤の整備のために必要な期間等が議論されなければならない。

4 以上の次第で、当会は、オンライン接見について、これを権利として規定した上で、速やかに、逃亡や罪証隠滅の防止、戒護への支障の防止を十分に図り得る技術・物的設備・体制を確保し、必要な物的設備や人的体制が整った施設を、特にそのような施設の必要性の高い地域について設けた上で、これを拡大して、全国にあまねく設けることを求める。

2023(令和5)年7月10日
東京弁護士会会長 松田 純一

トランスジェンダー当事者(MtF)に関する行政措置要求判定取消等請求訴訟の最高裁判決を受け、国に対し、同判決の趣旨に沿った対応をしよう求める会長声明

本年7月11日、最高裁判所は、トランスジェンダー当事者(MtF*)である経済産業省職員が、自身の性自認に沿った取扱いについての行政措置要求を否定した人事院判定の取消等を求めた訴訟において、争点となった職場での女性用トイレの使用制限の可否に関して、当該職員からの職場の女性用トイレを自由に使用することの要求を認めないとした人事院の判定を違法と判断する判決を言い渡した。

最高裁判所は、判決において、当該職員が女性の服装等で勤務し、女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはないことなどから、当該職員が職場の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定しがたく、人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、当該職員の不利益を不当に軽視するものであって、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない旨判示している。

この判決は、一つの事案について判断したものである。しかし、抽象的なトラブルの恐れなどを理由としてトランスジェンダーに対して異なった取扱いをすることは許されず、具体的な事情を踏まえて対応すべきことを示したものと評価することができる。

そもそも、人がその性自認に沿った取扱いを求める権利は、人の人格の核心にかかわるものとして、憲法第13条によって保障されていると考えられるところ、これが多数派の意見・感

覚等により、正当な理由なく制約されてはならないのは当然のことであり、様々な場面において、この最高裁判所判決の趣旨に沿った対応が要請されるものといえる。

当会は、国に対して、トランスジェンダーの権利利益を正当な理由なく制約することのないよう、本事案はもとより、同種事案について、最高裁判所判決の趣旨に沿った、具体的な事情を踏まえた対応をしよう求める。

また、本年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、国に基本計画の策定及び運用に必要な指針の策定を課しているところ、それらの策定に際しても、各場面でその具体的な事情を踏まえた対応がなされこととなるよう、留意することを求める。

当会は、引き続き、トランスジェンダーを含むセクシュアル・マイノリティの問題への取り組みをはじめ、人々が個人として尊重される社会の実現を目指して活動してゆく所存である。

*MtF……Male to Femaleの略。出生時割り当てられた性別が男性で、性自認が女性である人のこと。トランスジェンダー女性。

2023(令和5)年7月18日
東京弁護士会会長 松田 純一

改めて少年法第68条の速やかな撤廃を求める会長声明

2021年の少年法改正（以下「改正少年法」という。）により、18歳及び19歳の少年（以下「特定少年」という。）については、家庭裁判所が検察官送致決定を行い、その後、検察官が公判請求をした場合に限り、推知報道禁止が一部解除された（第68条）。当会は、この規定について、2022年3月7日付「[改正]少年法に関する意見書」において同条の速やかな撤廃を求める意見を述べている。特定少年であっても少年法の「健全育成」すなわち成長発達権保障の理念（第1条）は及ぶところ、インターネットが普及した現代社会では、いったん実名報道がされれば、瞬く間に世間に知れ渡り、しかも半永久的に情報が残ることになり、その中で本人が更生していくことは容易ではなく、少年の「健全育成」を害するからである。

去る7月7日、東京地方検察庁は、本年5月に東京都内で発生した強盗事件（以下「本件」という。）につき、特定少年3名を起訴するとともに、その実名を公表し、一部の報道機関は、この公表を受け、当該少年らにつき実名報道を行った。本件においては、当会会員である当該少年らの弁護人が、担当検察官宛に、実名公表をすべきでない旨の申し入れを行い、その中で、実名公表が本件の特定少年らの更生にどれだけ害が生じるのかを詳細に伝えたにもかかわらず、東京地方検察庁は、実名を公表した。裁判員裁判対象外事件で特定少年の実名公表が行われるのは東京地方検察庁では初めてである。報道によれば、「首都の中心部分で白昼堂々と計画的に行われた多額の強盗事件で、裁判員事件に匹敵する重大事件と考えた。」とのことであるが、犯罪の客観的な態様や結果という犯情のみを重視して、少年が事件に至った背景や少年の「健全育成」すなわち成長発達権保障や更生の視点

を鑑みないものであり、改正少年法の衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議の趣旨にも反し、到底許されるものではない。今般の東京地方検察庁の対応に、当会としても抗議するものである。

本件は、事件当初からセンセーショナルな報道が繰り返さされているが、実名公表をきっかけに、現に報道が再燃している。このことが、少年らの更生に甚大な被害を与えることは明らかであり、推知報道禁止の特例を設け、起訴後の実名公表を許容してしまった改正少年法第68条の問題点が改めて明らかになったといえる。

現代社会において、少年の成長発達権保障と、実名報道を許すことは両立し得ないのであり、少年法第68条は、速やかに削除されるべきである。

また、本件に対する報道機関の対応は、東京地方検察庁の実名公表にもかかわらず、主体的な判断により実名報道を行わなかったところもあり、それらについては上述の附帯決議に即し少年法の理念を貫徹するものといえるが、実名報道に至った一部報道機関に対しては、実名報道の危険性を十分に認識されていないものとして遺憾の意を表せざるを得ない。実名報道を行った報道機関には、インターネット上に実名報道が残るようなことがないように記事の削除等、速やかに対応されるよう要請する。

当会は、少年法第68条を削除する再改正を求める2022年3月7日付「[改正]少年法に関する意見書」を提出したところであるが、改めて、同条の撤廃を強く求めるものである。

2023(令和5)年7月25日
東京弁護士会会長 松田 純一

「ヒロシマ・ナガサキ」の平和祈念の日に寄せる会長談話

今年も8月6日に広島、8月9日に長崎において、それぞれ78回目の平和祈念の日を迎えます。当会は、原子爆弾による犠牲者を悼むとともに、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて努力していくことをここに誓います。

第二次世界大戦後、今日に至るまで、世界各地の紛争がなくなることはありませんでした。昨年2月に始まったロシアによるウクライナへの侵攻も未だに平和的解決の糸口が見えない状況です。

この侵攻の過程において、ロシアのプーチン大統領が核兵器使用を示唆したことや、ロシア軍が原発を占拠したことは大きなニュースとなり、世界に衝撃を与えました。

他方で、日本が広島及び長崎において被爆して以降、核兵器は紛争においては使用されることがなく今日に至っています。核兵器は、間違いなく大量殺りくが可能な非人道的兵器です。唯一の戦争被爆国である日本は、その兵器の凄惨さを経験した立場において、今こそ、核兵器廃絶に向けて、世界の恒久平和実現のためにリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。

残念ながら、日本は核兵器禁止条約に参加しておらず、5月のG7広島サミットで発出された広島ビジョンでも核兵器禁止条約への言及はありませんでした。こうした、日本の姿勢及び広島ビジョンの意義には少なくない批判が寄せられています。当会は、2021年の「核兵器禁止条約の発効にあたり、改めて核兵器の

廃絶を求める会長声明」や2022年の「[ヒロシマ・ナガサキ]の平和祈念の日に寄せる会長談話」などにおいて、従来から、同条約の早期加盟の必要性を指摘し、早急にオブザーバー参加することを政府に求めてきました。政府は、今後二度と核の犠牲者を出さぬよう、唯一の戦争被爆国として何ができるのか、改めて考える必要があります。一方的な制圧によるのではない、持続可能な平和社会の実現に向けた具体的な行動が世界から日本に対して求められています。

そのためには、国民主権のもと、国民一人ひとりが日本の立場を理解し行動することが必要であり、国民において、溢れかえる情報の中から、自分自身の判断で情報を選び取り、判断する力が求められます。

国民各自がこのような判断をするためには、表現の自由や知る権利をはじめとする基本的人権が尊重されていることが必要不可欠です。

当会は、あらためて基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士法に定められた弁護士の使命を果たして、国民主権の基盤を強化し、平和の尊さと核兵器の廃絶を訴え続けていきます。

2023(令和5)年8月4日
東京弁護士会会長 松田 純一

8月15日を迎えるにあたっての会長談話

本日8月15日は、78回目の「終戦の日」となります。

国の内外を問わず、アジア・太平洋戦争及び第二次世界大戦により亡くなられた人々の苦難に思いをいたすとともに、改めて哀悼の意を表します。

その後本日まで、日本が他国に対し武力を行使することもなく、戦争の惨禍に見舞われることもありませんでした。これは、日本国民が、アジア・太平洋戦争の悲劇を二度と繰り返さないことを誓い、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを宣言する憲法9条の理念を実現してきたことの表れであるといえます。

しかし、世界においては、ロシアによるウクライナへの侵攻はまだまだ続き、世界各地で紛争が生じています。日本国憲法前文が、全世界の国民がひとしく有するものであるとする「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」が、実際には世界の人々に普遍的に保障されているとは言い難い状況にあります。

日本国民及び日本国憲法前文は、今から約77年も昔に、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という決意を表明しています。今こそ我々は、この言葉と正面から向き合い、今後日本が国際社会においてどのように振舞うべきかを真剣に議論していくべきではないでしょうか。

弁護士法において、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものとされています。戦争は、基本的人権や社会正義を蹂躪する最たるものであり、平和を訴えることもまた、弁護士の使命であるといえます。

当会は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士法に定められた弁護士の使命を果たすべく、これからも、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え続けていきます。

2023(令和5)年8月15日
東京弁護士会会長 松田 純一